廣益俗說辨

自三十一
至三十七

附編
神祇 天子 皇子 后妃
公卿 士庶 婦女 僧道
雜類地理 同人事
同居處 同衣服 同寶貨
同書籍 同畫圖 同器用
同畜獸 同禽鳥 同鱗魚
同蟲介 同艸木 同言語
同海産以異書 同同名異人
同異稱・姓名 同同數別作者
訪問 書簡 附編大尾

曾
775
263

廣益俗說辨附編敘

古語曰諸病皆可醫但俗不可醫醫俗病者蓋在書籍耳　節　嚮著廣益俗說辨相繼述後編遺編今復附編脫稿他日將輯殘編總其所載雖

775
263

以淺陋之語而若爲醫俗病之一端歟

享保四年八月十一日

肥後隈本井澤長秀

廣益俗説辨附編總目録

○神祇 附神事

補 素戔烏尊八俣大蛇を斬給ふ説

補 火〻出見尊御兄火酢芹命と俳優をし給ふ説

補 三角柏乃占の説

補 武藏國氷川神社乃説

○天子

補 用明天皇五畿内を定給ふ説

補 即位なれハ天皇と號し奉る説

○皇女

補 後醍醐皇女長慶門院宣政門院乃説

○后妃

補 狹穗姫乃説

補 二代の后の説

補 一宮御息所乃説 妃ハあまたしかれど婦女の部ニ混しかれハ少くしか實ニ列ぬ

〇公卿

補 螺嬴雷を取説

補 山背王天仙となる説

補 入鹿大臣が説

補 藤原廣嗣藤原押勝が説

補 少納言入道信西雙六の塞を論ずる説

〇士庶

補 大伴黒主ハ相模国の人と云説

補 源頼親ハ頼光乃子と云説

補 薩摩氏長が説

補 鎮西八郎為朝児童をはらふ説

補 上総忠光が説

補 上総介景清宗盛を諫る説

補 伊豆左衛門尉有綱ハ義経乃聟と云説

補 佐々木盛綱馬にて海をわたりし説

補 頼朝薨逝乃説

補 志水廣信が説

補 菊池七郎武朝湊川にて自害の説

補 小山四郎隆政が説

補 里見氏尼を奪て妻とする説

補 南朝乃松帆丸が説

補 元の木阿弥が説

補 国樔人蛙をくらふ説

補 倭畫師といふ説

〇婦女

補 筑紫ノ祝井ヶ母ヶ説
補 小式部内侍ハ保昌ヶ子といふ説
補 修千載若前ヶ説
補 源義経妻室乃説
補 静ヶ舞よりて雨ふる説
補 尼将軍乃説
補 菊池寂阿ヶ妻ヶ説
補 結城親光ヶ妻ヶ説
補 奈良左近ヶ妹ヶ説
補 遊女を傀儡と云説

○僧道

補 頼豪阿闍梨ハ大江匡房の兄と云説
補 碁聖大徳ヶ説
補 ある僧袈裟をさけずして神社に詣る説
補 西行法師江口遊女に逢説
補 公暁悪禅師ヶ説
補 南都乃悪僧ヶ説
補 ある僧水に字を書説
補 ある僧牛に生る説

○雑類 地理

補 尾張国乃説
補 隠岐国の説
補 大国といふ説
補 郡をわかつ説
補 伊勢国宮河の説
補 同国多度山乃水の説
補 近江国磨針山乃説
補 富士山出現の事国史にありと云説

補　美濃国養老酒泉の説　附諸国温泉

補　越後国臭水村乃油の説

補　磐梯池乃説

補　豊後国沈堕瀑の説

補　同国風流滝乃説

補　長門国水中に音楽の声ある説

〇雑類　人事

補　出陣に旗折る説

補　箭文乃説

補　湯起請の説

補　鉄漿眉さげずみ乃説

補　妊婦着帯の説

〇雑類　居處

補　御所といふ説

補　井光尾てある説

〇雑類　衣服

補　正月衣服乃説

補　陸奥の細布の説

〇雑類　宝貨

補　日本銭のはじめ乃説

〇雑類　書籍

補　菅家萬葉集の説

〇雑類　畫圖

補　素戔嗚尊の図乃説

補　渡唐天神の図乃説

〇雑類　器用

補　和琴のはじまりの説

補　正平革乃説

○雑類 畜獣
補 五性にあへとて馬毛旋毛を忌み嫌説
補 馬乃四白れ説
補 猿を厩に畜ふ説
○雑類 禽鳥
補 都鳥乃説
補 頭白き烏れ説
補 鳥室に入説
○雑類 龍魚
補 鯨鯛鱶鮭鱓乾海参乃説
○雑類 蟲介
補 蜘さがれはよろこびありと云説
補 蛇に足なしと云説
補 蟹蛇をとらふる説
補 蠶飼のはじめ乃説
○雑類 草木
補 燕子花をかきつばたとよむ説
補 莨菪をおほこととよむ説
補 白梅をしらむめとよむ説
補 もろこしにも桜ありと云説
補 唐崎乃一ツ松乃説
○雑類 言語
補 倒語乃説
○雑類
補 日本所産出于異邦書説
○雑類
補 同名異人乃説
○雑類

補 異僻姓名の説
○雜類
補 同訓別作者乃説
補 或問 附書簡

廣益俗説辨附編卅一

肥後隈本 蟠龍子井澤節長秀輯録

○神祇 并神事

補 素戔烏尊八俣大蛇を斬給ふ説

素戔烏尊出雲國樋河上にをいて八俣大蛇を斬給ひしこと俗間あまねく知る所なり

今按るに樋河上天淵記云、出雲國仁多郡三澤郷樋河上ハ上古海潮来往の湊曲なり杵築の濱を去ること十餘里温泉を去ること十餘町下にあり八俣大蛇其中に居れり此故に常に八色乃雲氣をこり素戔烏尊出雲國にくだり大草郡福武庄を經て八岐坂の麓にいたりけるに(今の長者原なり)家に老翁老婆あり中に一人の女を居て歎けり其女子容貌甚だ美なり素戔烏尊問給ふのたまはく汝等は何人ぞ何故になくや

蓋し云く父名ハ手摩地と地乃王なり妻名ハ脚摩
乳女子ハ稲田姫といふ斐の河の西の山腹より泉涌
出て河の東に通ひ名を樋河といふ出雲風土記大原郡斐伊川郡家正南五十歩
西流入出雲郡 河の上三里餘にふしき渓河あり天
渕と名づく其渕に大蛇すみて國人をとりくらふ此故に年々一人を
ささげて犠とす此父の子あり七年に及て七人
とられたる今少女一人のこれりまぬかるゝ由なくして
哭しけれ進雄尊の御ありて女子を妻にあたえよ
此憂をとくべし父母よろこびて女子を尊にささげま
つれる夫れより七里去て佐草里に八重垣をかまへ
中に姫をかくし給ふ時に尊の御うたに八雲立出
雲八重垣妻籠に八重垣作る其八重垣を 佐草記云
稲田姫の隠れた日もくればさくさあ乃ゑと ゝ詠みよりて國名を
ゐやとぢよんのやミよワれ隠よりてまれ
出雲となづけり尊八塩坂の麓に帰りて八槽醞をかま

え笑をもつて姫むくちをはぐり東山の頂に置給ふ
是ひなあまぐつの うしめなるべし 其かげ八槽にうつる大蛇見て酒をの
みしひ八頭を八槽に入れてこれをのむ酔ふに及で
尊十握剱を抜て大蛇をすだすだに斬給ふ其後尾を
杵に縄をつけ浮浪山十八里 鳥根ごうに十八里山これ也杵に秘給ありと出雲小郷記云上古
伊弉諾尊伊弉冊尊出雲国乃島根よりりうふとき乾方の小島浪にうかび
来る神の浮居と名付島根山窟にいふ浮浪山ともあらぐその名ち
島根三郡よりつる島根郡 楯縫郡秋鹿郡なり によて封疆とし宮居を素鵞里
杵築浜に定め給ふ素戔烏尊ハ大社杵築大明神
稲田姫ハ八重垣大明神なり 社ハ佐草里に在り三重乃宮棚のうちあり雑乃かに幸敏る卯月
三日祭礼又十一月中の卯日八重垣を 心あふむ此雑に八ッの名あり 蛇の殼の流れしも流る處を
杉といふ 今に杉八本あり 腹皮の流れしも流る處を皮魚といふ八ッ
尾の流れ落る處をミ刀尾尾崎といふ蛇乃枕のよる
處を草枕といふ八槽を置ひし八天渕乃坤の隅な
りも 中古渡と渡浜あり今田となる渡田と云 天渕の東岸に蛇の窟あり其名の

巌に大蛇の匍匐せし跡あり東巌の上の山腹より絶
頂にいたりて数ヶ所の鉄築地あり是ハ天渕乃窟より
八頭坂に通る路也手摩乳鉄築地と唱へけて大蛇
が通路をふさぎしと云伝ふ渕の東山に手摩乳の廟
西岸に足摩乳乃廟ありと記せり 右天渕記宗我与日本紀大同小異以故抄出之如右是唯述事蹟而已
旧事玄義云天照太神雖女而陽故上天素戔
烏尊雖男而陰故下地陽即陰蛇為剱而死陰即
陽剱為蛇而現古語拾遺句解云斬八岐大蛇是
非實事以素戔烏尊為正陰以大蛇為邪陰正陰
位其處則邪陰為之滅也八岐者四方四維也猶
言八方之邪陰也 是以理明其實 とみえたり明理と伝記
とかあはせみるべし

補

火々出見尊御兄火闌降命を俳優になし給ふ説

俗説云火々出見尊御兄火闌降命とくみしめ俳優
となしたまひしハ非義なり伝来のあやまりなるべし
今按ずるに神理問答云火々出見尊の鉤をうしなひ
剱をもつて鉤に作りてうめ箕に盛てまいらせ
られしに火闌降命きゝいれたまはずかならず其鉤を
もとむ是によりて御弟を害せんとの志ありしか
どもかれ悪人なんぞ天下の主とならんや後にみえつ
くり請て俳優となりたまひしハ天のなせるなり御
弟天下の主となりたまふも天のなせるなり故とへバ
周公旦の成王をたすけて天下の政を執りしに其
兄管叔國に流言して周公成王を弑して其位
をうばはんとすといひて乱をなさんとはかりしを周公
旦軍を率て管叔を誅せらる是周公旦
兄をころされまさしく天よりころさるなりひ
とえに火々出見尊火闌降命のごとし 植木氏説

補

三角柏の占の説

一書云毎年二見浦の下司等二見浦より出て佐々良江まて柏葉を採えて柏を浪の上にうかへて神盃とするなるごさいらびあらざるハしづめりこれをとりて神盃乃数とこらふされを三角柏の占といふ又云禰宜ひあるもの柏をうかへとふるまいかあふハうかひあがりぬハしづむこれによりて占ひてゑひたる三角柏ハ占とくは沈ハうらふなきといへり

今按ふ是ハ三角柏のうと柏流の事と成一事と覚えるものなり度會延經神主隨筆云三角柏ハ太神宮儀式帳（月次祭）云倭舞仕奉其僕畢人別直會酒采女二人侍御角柏盛給（諸祭記云齋王御参ノ時ハ采女女嬬ヲ用ユ齋給ハザルトキハ禰宜内人ノ妻子役スルナリ）年中行事（月次祭）四御門内東腋三津乃柏以酒請口寄後柏筥取副立御前一拝自左帰著本座（謂之酒立○諸祭記云酒立女一人柏持一人第四ノ御門ノ内東ノ方ニ侍テ舞ヲハル人ゴトニ三角柏ニ酒ヲ盛テ飲シム是ヲ酒立ト云）件處敷小筵一枚女官二人向西著之前机一前立也祝一人（堅上社ノ祝役）件柏以各毎歸女官渡而一人女官請取令一人女官机上小塢酒入置請也其時以榊葉彼柏上灑也（大同本紀云神嘗祭以九月十七日直會齋宮之采女二人御綱柏ニ酒盛豆毎人給○日本紀云御綱葉○古事記云御綱柏○筑紫風土記云御淋柏トアリミキ）壬二集歌ニ万代モ猶長月ノ空ニアフ三角柏ニ御酒タテマツル

〔右三角柏ナリ〕

神名秘書鎮座本紀云風神社者内宮外宮風神同體也（神風ハ名寄云風の文ハ内外宮の文奈あり内宮まてハ五十鈴川乃ほとりの宮よ立あふこるたに柁あり則風乃柁と呼れたるそハ神祇本源云五部書之文事從ひ向風而祝支とも同社）所謂欲令風不吹稼穡滋登故有祭舊記云山谷水變成其水浸潤苗稼得其全稔故有風神祭名曰柏流也豐年則浮流凶年則沈覆損四月七月祭之（神祇譜天圖云風神謂志那都比古神ト廣瀬龍田同神也○日本紀所謂級長津彦命是也）伊勢名所拾遺云柏流乃神事ちりハ度會郡土貢領より太神宮へ柏をたてまつるよしなり此祭七月四日にして風宮へあり

〔右柏流ナリ〕

考へ知るへし

○武蔵國氷川神社乃説

俗間に行れし武蔵ふ江戸の名所誌記せるものへとゑんるう入間郡氷川大明神ハ天暦年中の草創にしはるゝ記そり

今按るに三代實録云貞観元年正月廿七日授武蔵國従五位下氷川神ニ従五位上同五年六月八日授武蔵國従五位上氷川神ニ正五位下同七年七月廿一日授武蔵國正五位下氷川神ニ従四位下元慶二年十二月二日授武蔵國従四位下氷川神正四位上とそ田氏灌纂京集云氷川乃社奉納の和歌あまためられ紀りて残雪といふ事をよめる　武蔵野くれ力とつとて武蔵野の草ふしかまで残る白雪、是等書加へまほし

○天子

補 用明天皇五畿内を定め給ふ説

俗説云用明天皇の御宇に五畿内を定め給ふ

今按るに非なり日本紀云孝徳天皇二年定封域畿内東自名墾横河以来南自紀伊兄山以来西自赤石櫛淵以来北自近江狭々波合坂山以来為畿内國凡郡以四十里為大郡三十里以下四里以上為中郡三里為小郡とあるを考へ知るべし

補 即位なきハ天皇と号し奉らざる説

俗間に即位なくしてハ天皇と号し奉らざるやうに覚えゐるものあり

今按るに非なり大神宮例文云雖無即位奉号天皇ハ長岡天皇（草壁皇子ナリ天武天皇ノ御子ニテ文武天皇ノ御父ナリ）●崇道盡敬天皇（舎人親王ナリ天武天皇ノ御子ニテ廃帝ノ御父ナリ）●田原天皇（施基皇子ナリ天智天皇ノ御子ニテ光仁天皇ノ御父也）●崇道天皇（早良親王ニテ光仁天皇御子也）又自東宮奉院號ハ●小一條院（敦明親王ナリ長和五年春宮ニ成寛仁元年八月九日春宮ヲ辞シタマフ小一條院ト称シ奉ル）又無即位奉院號ハ●後高倉院也（高倉院ノ御子ニテ後堀川院ノ御父ナリ）是等の例考知るべし

○皇女

補 後醍醐皇女長慶門院宣政門院乃説
俗間不分明系図云後醍醐天皇女○一品公主
斎宮長女門院○一品内親王宣政門院
今按ずるに二人ともに後醍醐天皇の御女祥子内親王
初斎宮にゐ給ひ元弘の乱の時よりして退下あり
宣政門院と号せしは長慶門院とはかはりてなし
皇代暦云元徳元年十二月廿八日卜定○増鏡云
后宮の御腹の一品内親王御卜に合せ給ひて去年
おなじころより御潔斎あり今日明日斎宮に居給ふ
八月廿日まづ河原にいでさせ給ひて則野宮に入給ふ
二十二社記云元弘二年入御野宮 南方紀伝云元弘元年八月廿四日 笠置天皇潜幸南都兵始起
中宮御所啓す富小路季房卿に依て御宮に落
させ給ふ年を一品公主の斎宮にたゝせ給ひて
おりしまれおはしけり二中暦云宣政門院ハ後醍醐御女令
為斎宮而依元弘之乱事不遂其事新葉和歌集云
御名より退下の後宣政門院と祥子内親王はきこえ
させ給ひしに此新葉集にいづれかけ侍しを雪のあしたの
二中暦云建武元年院号宣政門院とあるは考ふべし
事さはりもえらびし書に南朝五帝と記して世にもれこぼふ今はこれ
おぼえかくのごとし前文を刪去りて改正するものと家にのせてかくしむ

○后妃

補 狭穂姫の説
俗説云垂仁天皇の后狭穂姫の兄狭穂彦謀叛の志
ありて妹の狭穂姫をちかづけ問とくはかりごとを
つたへられる姫を召て見ことに御さかへとりふ狭穂
姫を召とりつくしまゐらするものは兎角して寵
せむと常なり天が下の女はすべて御なつく
すゝみて寵をとりもめんとす分ぐく恩をとるのむづかしれ

これ天下をとらんとおもふ心ありけれハ、ひそかにはかりて百年
と約して剱をわたし帝をころせとて經劔を姫にあたへ
らる其後帝姫の膝を枕として寝給ひて后兄のはからひ
とらんとおもひけれどもなさけにひかされて涙ながれて
帝の御面に落かゝる帝おどろきて朕が夢に小蛇身をまとひて
頸にまつはり又雨面をうるほすとかたり給へバ后なみだをながし
て向ふ后かくしかねて兄が謀叛をかたり給へバ帝則
討手をつかはし狭穂彦を攻給ふ姫其子をいだきての皇
子誉津別命といふをいだき給ひ兄是を質として
兄が命をたすけんとありけれども入給ひし
稲城に狭穂姫皇子をはなちいだして兄ともに
中にて死ぬ世にこれを貞女の如く称す
今論ずるに狭穂姫が夫の為一半の感ずべきこともあれどもまづ
狭穂姫兄が叛逆を知て乱をなして許めざるは

不孝なり次に經劔をあたへられてうけゝるハ不義なり
次にやむことをえずして劔を請ながら其刀をとりて自害
せざるまで不勇なり次に帝に問れてかくしおほせざるハ
不智なり次に皇子をいだきて稲城に入ハ不貞不忠なり
昔阮籍聞有子殺母者曰嘻殺父乃可也。鄭伯将使
雍糾殺祭仲。雍姫知之謂其母曰。父與夫孰親。母曰。
人盡夫也。父而胡可比也。此語與阮籍無異。阮籍ハ
先母後父。雍姫知父而不知夫。皆非理也。婦人之義
在家從父。既嫁從夫。而曰人盡夫也。此何等語。或
曰。當此時雍糾欲殺其父。不可以莫之告也。為姫計
則将安出。曰使姫而知義。則力諫其夫。使辭于君
不可則涕泣而道之。而陰諭祭仲使為備而勿泄
也。不亦父夫兩全乎。と捫蝨新話に論ぜり我朝の
狭穂姫ハ兄あることを知て夫君あることを知ざりし

補 二代の后乃説

俗説云近衛院の后藤原多子ハ右大臣公能の女子なり近衛院崩御のちにかすかなる躰にておはせしを二條院其美人なるをきこしめし入内せしめられしを二代の后といふ

羅山子曰近衛帝ハ鳥羽帝の子にして後白河帝の異母弟なり二條帝ハ後白河帝の子也近衛帝ハ叔父なれバ后多子ハ二條帝の長嫂なり何ぞ修欲淫放自為亂耦哉あゝ三綱しらぬ亦孔之醜なりそれ近衛帝にして后乃再醮する并にも乱にあらずやされバ后の罪に帝のみこゝろずに志らず詩に鶉之奔々と刺て禮に禽獣麀を聚ことを戒しめし聖人の法則嚴哉　平朝編年録

補 一宮御息所の説　姫宮とあるべしとぞ宮とし侍らぬ

俗説云後醍醐天皇の一宮尊良親王土佐の畑(畑當作幡多)にながされたまひけるが在京の府生秦武文といふものにおほせて御息所(後宇多院中宮の御妹今出川公顕のむすめ)をむかへとらんとて摂津国尼崎まで御迎へにまゐらす館守士松浦為節(武林傳云寄合命妓)よりふかく武文をあざむきて御息所をうばひ取りしかバ武文いかつて自害せしに其後風はげしく舟しづまんとしけれバ松浦が船あやうかりけれバ竜神のたゝりかと恐れて其まゝ御息所を小船にのせて捨けるに其船阿波の鳴門の小島にたゞよひ着て海士に拾はれ給ひけれバ伊予にましますが高時の威亡の後武家より帰京し奉りて後中宮にありて天下みだれて一宮ハ越前金崎にて御自害ありて御首京に来りて禅林寺長老に惣国所葬送し給ふと聞えしかバ御遺骸の供養ありしかバ御息所これをきゝて悲しみのあまり中陰の日数いまだまたきに御ぐしおろし給ひてかくれさせ給ひけるぞいとど

しぐれ 太平記ニクハシク見ヘタリ考ヘアハセテ見ヘシ故ニ略ノ記ス

今橘の小若京奈良に御座宮中務卿（一宮尊良親王）正成

嫡男を許されし御つまどもみかどのかくれさせ給ひ

ぬまでの（按雅明親王の今大納言藤原為忠）今はかなしとてふれなんや

こと人に今のひとく伝ふ未判者時伝といふ姿の家に仕り

なじみつまでとりのあはれしみでうつよりかのこれは

よかうき后かの中よ志る天此時神無月こよりすぐて中志ぐれ

名将法子は（尊良親王也）そさけ 按大納言為世の孫（尊良親王母は為世の女）

まそうのしの人へ彼家に在る作者ひし将まて大納言為世

の女大納言典侍（尊良親王の母）と同ゆかりの作説につきて

其作腹の姫君などいぞきかの文中宮の御匣殿は

実のおせうしの右大将公顕の作女なりし此作腹よも男子

子などあくし海人みな年ましてなる世代も御かがくされ

わゆへすみ多のりしくにひきこえぬほかくありひ

のかにあき御作すかのでさぬ御なふらうさひとあげく

人々かぞへて志ろ御匣殿はこひしひしかば此所にて

こなど此典侍の君はのこよりほかのよさしかし

侍りき吹く風も御きつりたかねどもかてすれども此針色

ハなりひよしれどもありこれとりてこれは此良家は京

さしきそ死しきへとき明なり志ろみ古京記と輯

むち君は記されきるをとお後失しくしあかれけまかうり

保俗に怖ふらかかなしとはあり方もて見えてくらり

○公卿

補 螺蠃雷ノ取説

俗説云雄略天皇小子部連螺蠃と云へ雷神とふ

てまつれしあたしらば螺蠃天にむかひて雷神く

だりとりいひけれどもなでこざりしらば日本のよかり

雷勅命をそへしく中といひしらば則此を随ひしとみてさげ

なる
今按るに陰陽撃して雷となせりされど其ところあらんや後に螺蠃が取らへしといふハ三諸岳乃大蛇とされてのせたりしなり日本紀云。雄略天皇。詔小子部連螺蠃曰朕欲見三諸岳神之形汝膂力過人自行捉来螺蠃答曰試往捉之乃登三諸岳捉取大蛇奉示天皇天皇不齋戒其雷虺々目精赫々天皇畏蔽目不見却入殿中使放於岳仍改賜名為雷とあるにて見るべし同書に川邊臣が雷の墜たるを見るに雷小魚となりて木の枝にまとひ居たりとも記せりみわたしにも雷とかづくる獣あり大明一統志唐國史補云雷公秋冬則伏地中人取而食之其形類彘と記せりあるひハ蛇或ハ魚あるひハ獣其侍ふるところによりて記すところなり俗説のあやまり考ふべし

補 山背王天仙となる説

俗説云厩戸皇子の子山背王後に蘇我入鹿にせめられくびれ死しけるが天仙となりて飛去りしと云
今按るに此説の因出るところを考ふるにそのはじめ守屋空穂をもて帝とせんとし馬子推古をもて帝とせんとす守屋が勇てんとせし穴穂ハ皇子なり馬子がそれをいみし推古ハ皇母なり男女の分をいへばハ空穂をたつるハ順なり推古をたつるハ逆なり是より後馬子女主をたて厩戸政をとりてあづかりしかどわてより己しそれば太子の政ハ馬子がいのまゝなり僅そ即位して其蔵をもつものハ己なりとおもひて穴穂を殺し守屋を討厩戸を婿とし崇峻を弑しそ子と共に國政を擅にとりちりて安倍忠杢

守屋を逆臣とし逆賊馬子が代皆あしく太子の詔に
御注中ふよへてより皆然名星になりとおもひし
蜩笑偶言云盗跖以孔子為偽蘇軾以程頤為奸。
李傕以董卓為忠田承嗣以安史為聖とかく象
そらひなへし守屋馬子が謂のごとくならば太子かく
叔父の讎をワすれて睦ひなからうども馬子が孫入鹿
が為に子孫を滅されたり後世太子傳を作る奴
弑逆の譏をおそれんとて太子夢殿に入て三世をか
んがみ玉ひ宗徒の弑せられ給ひしは前世のむく
ひなりとの故に太子諦に兵相あるはおしのふ
しかども聞たりしたまひて害にあひ給ひりとひ云てに
ば物くしたる蘇我氏があふ子孫を滅されしこと
は後人のあざりを忘て太子をまで我殺也大智の
次子より子孫を世しのこ給じとのみつらる、元来空と

のなかり宵王ハ害にあふれしかども天仙となりし
などあやれし約やしたまのあり信従の相違まれ
ま暁ずなし

補 入鹿大臣ノ説

俗説云蘇我入鹿大臣ハ強力猛威の女まで兜なども
はりひ暴悪のふるまひ多き故鎌足大臣はりまとめ
謀をにはかりとかきしれしば其首天にとびあがるとふ
今按ずるに入鹿が強力猛威のことかつてなし咄日
ひまつたりかざりて人をまどはせる事のみ日本紀云
中大兄入鹿が無道をにくんで中臣鎌足と倉山田麻呂
佐伯子麻呂稚犬養連網田等と志をあはせ大
極殿において中大兄出て入鹿が頭肩を切たまふ子
麻呂脚をきる入鹿ころびて皆罪をとらへ天皇
あきらめ玉ふと申し皇極天皇いかなる事と問給ふ

中大兄みこ入鹿天宗をとゞめ滅して日位をうけ
ばんとし天孫とりつて鞍作よかへりみんや天皇弘て
殿中に入りしは佐伯連子麻呂稚犬養連網田以下
入鹿をきりころしけり俗説の衍なるべし

補 藤原廣嗣藤原押勝が説

一書に藤原廣嗣は光明子のあにあたれる人なり藤原恵美
押勝は孝謙女帝の時にあたる二人とも藤姓にて皆
帰せし叛逆のぎの事なり

藤原廣嗣は元眆僧正が光明皇后は聖武天皇のきさきし
ゑぜしとみえて

あたれるは藤原押勝は孝謙女帝に寵せられしが
弓削道鏡寵をうばひてとうまれる孝謙は光明の子也

今按ずるにこれらはゆるゆゑあり安斎雑識云
韓信為呂后所殺。韓通為杜后所殺。韓侂胄為
楊后所殺。韓襄為謝后所殺。四人皆将相皆死於
婦人之手亦異矣とあり日本にて藤廣嗣藤押勝皆
将相皆死於婦人之手異域同談不亦奇哉

補 少納言入道信西双六の塞を編ぜる説

俗説に鳥羽法皇のゝをあつめて四方山の物語ども
ありけるときに中にけるにても双六の塞の目は一
が二つあるは一の目を重一といひ二が二つあるは重二
二といひ五六をもひとつ五重六といへる事もかる義
あればかくの目とぞ朱三朱四といふも有すこそ不将は
いまだこれと信西しもうしてされければ法皇げに
もとて信西にとめされて此由仰られければさん作しりしは
同じく重三重四といふは唐玄宗皇帝と楊貴
妃と雙六をあそびけるときに重三の目は御用ありて
朕が思ふごとくに出よといひし五位にぞなしてあそばし
ければ重三ありき楊貴妃まる重四の目とにてりが
人のごとくになりければふ五位になさんとそうち
かりける重四出たるより天子は戯言なし同ト

く五位くらゐんとてなされけるに何ともこゝろにすさ
五位は赤衣と云ればとて重三重四乃目を朱とぬれ
てあるにこの外に朱三朱四とよぶとぞ見へて是を美とし
これは語をたりまちがへてそれより
玲梅の詩話には揚大眞外傳上與妃采戯將北惟重四轉為勝連叱之骰因宛轉而成重四遂命高力士賜緋俗因而不易
代の何もしらず誤へるものなり 又見于續緗史によある古徳蔡摭拾に
云庚申の夜雙六うちなどして九條殿師乃まで
に今宵のまぐろくはいかゞあらんと仰られ
ひるしまれたる御子男子なれば重六出よ
とてうちせられけるに一度に出來たりと
何人同じとえらりて感じけるとそやひさと
あり其の後より又代朝乃うちやうになりしと

のちやうりは事あるとそれりと其故は宋洪遵譜雙云日本雙陸白木為盤濶可尺許長尺有五厚三寸割其中為路置二骰子於竹筒中撼而擲諸盤上視其采而行馬馬以青白瑠璃為之如中國棋子狀馬先帰一處者為勝倭人甚好之兩人對局自朝至暮不已傍觀者亦移日不去とあればなり

廣益俗說辨附編卅一終

廣益俗説辨附編卅二目録

○士庶

補 大伴黒主ハ相模國の人といふ説
補 源頼親ハ頼光の子といふ説
補 薩摩氏長が説
補 鎮西八郎為朝兒童と傳ふ説
補 上総忠光が説
補 上総景清宗盛を諫る説
補 伊豆右衛門尉有綱ハ義経の婿と云説
補 佐々木盛綱馬にて海をわたりし説
補 頼朝薨逝乃説
補 垂水廣信が説
補 菊池七郎武朝漆川にて自害の説
補 小山悪四郎隆政が説

補 里見氏尼と奉んで妻したる說
補 南湖の松帆丸が說
補 まとの本行孫が說
補 國摽人蛭をとらふ說
補 倭畫師といふ說

廣益俗說辨附編卅二　井澤長秀輯録

○士庶

補 大伴黒主ハ相模國の人といふ說

俗說云大伴黒主ハ相模國三浦乃漁人なり京の天皇安房国へ行幸のころ逆風にあひてかの國三浦の党名といふところに着かふ海士乃ゝすめる庵にいたりあしく小蛤の貝の供御をさゝげしかば帝感ありしくてそのなをとたゞして大伴黒主となづけたまへり

今按ずるに非なり大伴黒主ハ近江國滋賀郡大友の郷の人なり今集ほ見えたり（お偏く詳ゆ出せり　おほせ見えき）京の天皇とハ代々かぎりなきゆゑなりとて說ハ日本紀に景行天皇五十三年冬十月至上総国従海路渡淡水門其時聞覚賀鳥之聲欲見其鳥形而尋而出海中仍得白蛤於是膳臣遠祖名磐鹿六鴈以蒲為

手繦白蛤爲膾而進之故美六鴈臣之功而賜大
伴部十二月従東國還之居伊勢也是謂綺宮
是ハ女児の貝合のはじめなりし水取鳥の説をよろづなるもの也
よつて書のせたり女子訓に記する所略之

補 源頼親ハ頼光の子といふ説

俗説ニ大和守源頼親ハ頼光の嫡男なりしかども不肖
なる故大和守頼信に家督をゆづりしかば頼
親いかりて叛逆しける故獨捕て遠流せしむ
今按ずるに非なり源氏系圖と考るに頼親ハ満仲の
次男母ハ嵯峨源氏致女也正四位下武蔵尾張周防
淡路信濃大和守より大和宇智郡に住し大和
源氏の祖として宇野戸坂麻生栗田口八條加賀甲斐村田
峯田森屋廣瀬入野太森平川の諸氏頼親より出
より分し遠流といふもの八系圖に頼親依ニ興
福寺訴永承五年正月廿三日配流土佐國とある故
從ふ故しなるなり又頼光の嫡男ハ頼国なり頼信ハ満
仲の四男にて頼親の弟なり頼光頼親頼信ハ各々
別家なり俗説の相違と考へ知べし

補 薩摩氏長が説

俗間に行る古事記に播磨國住人目賀ノ源左衛門長宗
と申ハ薩摩氏長が末にて力人にすぐれ器量世に超へ
たり又云畑六郎左衛門時能ハ腕の力筋ふとく股
のひし肉厚なれバかの薩摩の氏長もかくやと覚えて[illegible]
たしとあれども氏長ハ何国のいかなる人といふ事をしる人なし
今按ずるに三代實録光孝天皇仁和二年五月廿八日
條云至此時膂力之士左近衛阿刀根継右近
衛伴氏長相撲之最天下無雙とあり 近江ノ國ノ人
元ハ防なり今ハ関と出るなり 是を誤て薩摩氏長なるべし

補 鎮西八郎為朝鬼童に從ふ説

俗説云 法師公伊勢為朝鬼島に渡りて鬼童と云奴あれ
今物かたりに鬼童といふハ女にて伝へける夜叉などの
やうなるものにて崑崙奴のたぐひや 其故ハ参考保元
物語に為朝自害のとき彼鬼童に弓ひき打捨つる
やうに見えたれば方人するものなれどもあり 可談云 廣中富
人多畜鬼奴 絶有力 可負数百斤 言語嗜欲不通
性淳不逃徙 亦謂之野人とあるによりて為朝の鬼童も
これらに同じかるべし 因言 保元物語に為朝鬼童は
気力も国人にこえたるもの常にて保元の国府に兵
共にかくれなかりけりとあるハ武勇なるところ
人まさしく他に怖られんとせしは流しいへって淡
まあひて身をこれらはれの様しかれりえんをかくし
時を待つのさるありしても惜しむべきれ

補 上総忠光が説

俗説云 上総五郎兵衛忠光（上総介忠清次男）ハ悪七兵衛景清（忠清三男）
が兄なり 景清ハ武功ありといへども忠光ハさせる高
名もなくして生捕されしといふ
今按ずるに上総忠光ハ日本の豫譲といふべし 其故ハ
忠光かつて七君の讐を復さんがために頼朝を狙
ふときこえしころ頼朝鎌倉の永福寺を造営
せられしとありて忠光時分をねらひよりまじりて暇よ
逆鱗とおそれみなんとやつして役夫にまじりて六代ほ
る石なとはこぶ者にまぎれとみえしがひそかに窺ひ京都に
作事へしばしばより来れとも閑もなく 当今か
明かりしれてさとられしかども其とて佐貫廣綱に召
ごとせられて懐中に短剣をかくせり 其七尉代ん
かく鬼鱗を眼にして名を問へり 上総五郎と
仰せて七君のために後をもとめ 故事数日鎌倉を

在るぞ今かくのごとし云ふ則ち如何義盛が厚く命に志て六
浦まで迄いて誅せらるゝ如なる其漆癩灰唖の忠よひとしく
身を殺して仁をなしせし合高義をもつて功の多
となるなりといへども命也其跡にゆかりて大義と増減
なべからず世ふ是を世俗忠光が忠義と云ふべからざるのこゝ
あられかれ光をと京清を永福寺造営ぐ東大寺供養
こゝ奥雑と眼に覆ひしを袱脈を挟出せられ
生害死後よりも不孝甚しきものなり云べし

桜田朝諫諍録
引平家物語評判
峯景清惜哉
引考不詳正

補 上総景清宗盛を誅らん説
俗説云上総悪七兵衛景清は寧府において平家盛
の和歌覚の人なんぞよせて武備にそこそれをとゞめしと
あり平家評判にかくしさ攻これを略ん 評判作書くものなり
今按るに京清が宗盛を誅する事例の妄説なり
異本平家物語不載と云へども京清ハ頼朝に降参、

さて後世に影せり不忠怯弱千載の青史を汚せり
聞くところに聞見前録云盧南之長寧軍有畜
秦吉了者夷人酋欲以銭伍拾萬
買之其人告以苦貧将売秦吉了曰我漢禽
不願入夷中遂勁而死嗚呼士有背忘国与
心異域而不能死者曽秦吉了之不若也とあるを
京清がこれは秦吉了に劣るものなし豈ふらず天網の
こぼさんや

補 伊豆左衛門尉有綱は義経の聟と云説
俗説云源義経女子が伊豆左衛門尉有綱に嫁せり
有綱ハ源三位頼政の孫にて伊豆守仲綱の子なり
今按るに東鑑に義経河越太郎重頼が女子を娶る
也女子ハ河越太郎重頼が女子なり
は元暦元年なり然るに同書に文治二年六月十六日
平六傔仗時定於大和国宇多郡与伊豆左衛門尉有綱

有綱〈義経郎等〉合戦 有綱ハ伊豆守仲綱〈源三位頼政孫子〉男也〈伊賀地志云伊豆左衛門尉有綱ハ源三位頼政孫伊豆守仲綱二男なり義経に寓して西国におもむきけるが海路よりおくりて義経にしたがひゆかれしに有綱を大和路より伊賀へ出て久佐邪摩より義経に属し伊賀国の勇士服部六郎時定等此有綱を討捕る〉

七兵衛より元暦元年より文治二年にいたりて凡二年に及ぶり然らば是れが女の不生ならばさらに近年安作の軍記に此女子を見一法眼が女子の不生と記しぬるはかくのやうなる人の推量しける説なり〈此年義経の事を評する記しける書に下作して家伝の作者なりけるかも〉

補 佐々木盛綱馬にて海をわたす説

治承元暦元年佐々木盛綱備前の児島へ馬にて渡りし其れを相書に賜りて武功を賞せらる其文曰

昔雖有渡河水之類未聞以馬凌海浪之例盛綱振舞希代勝事也

今按ずるに是より前に所々に於て馬にて海を渡されしまで

あり今昔物語云下総国に上総介平忠恒〈京武者忠恒〉といふ者ありて上総下総をとらへ押領して公事をも勤めざりければ大宰大弐源頼信の朝臣にそのよし仰せられて上野介の後平直方を中原成通を副へて東海東山の兵を召しつかひて忠恒を責めけるに頼信の朝臣も河内守にて有りけるにかの常陸の国に下りけるに忠恒を追討すべき使を下さるべしとて頼信下総へ押し寄せける〈野府記云萬寿五年七月廿三日追討忠常之使発遣之由所伝承也頃件日陰陽寮勘申〉

東也頼信下総に向ひて忠恒を責めんとしけるに忠常が舘を海のかなたにありてかのさき取れども浜にて舟をもとめけれどもなかりければ兵ども立ちわづらひてよからんとすれば七日路あり頼信いでずべきと議しけるに頼信はいかで坂東の輩に功なくて見過すべきとて我家の伝へにて聞きたることあり此海には浅き道一筋ありと兵の中にて知れる者あるべしとて案内せよといひて馬にてわたられけるとなり此事は高文に出でたり〈一書に海中の浅きを知る者の中より二人ありて中に先づ〉

こゝに来寄何らんとて海に入られば忠常をはじめ諸將一同
にみな入て渡しける忠常案じ相迎しかゞりしや忠
常冑を脱て軍門にくだりけるより馬まで何をも
つゝみのあれども海を渡せしと去なしとてせざりつて
忠常を感じけるとあり野府記 小右記共云 後實資作 云長元四年
七月一日今夕頼信朝臣来向仰宣旨趣申云頼蒙
朝恩殊奉宣旨追討忠常趣戦場之間不慮之
外忠常帰降偏朝威之所致非頼信之殊功而
奉褒賞之綸言雖御驚恐之寸心唯衰老之
所積難趣遠任若有朝恩者被任丹波歟先
申関白可奏聞云々とあり忠常は相胡又
代の祖なり其武功をつたへて後盛衰に入ぶかし 源平盛衰
記に海をかくして渚馬まで海をわたせしとは
我ゆゑり指南を説作りしなり

補 頼朝薨逝乃説

俗説に頼朝卒去の事を詳ならず只異子細ありて其
故は能登守平教経檀浦にて海に入りて死たる事にはあらで
て水底をくゞり落ゆきしかば、ひそかに頼朝をうら
みけるが、建久九年十二月稲毛三郎重成亡妻追善の
ために相模川の橋を供養せし重成が妻は北條時政女にて
頼朝の御台政子の妹なり、これによりて頼朝も供養にて
ゆきむかひ帰路におよびたりしに能登守教経女のすがたにて
似寄て近づきよりて刀を抜て頼朝を馬上より切おとしけると
云伝へたり、これみて教経を討えぬ頼朝は深手なりしかばつゐに
正治元年正月十三日五十三歳にて薨去ありと云
今按に此説實録にかつて見ず、作り物の妄作ならんか。但
教経の事二説あり東鏡に八壽永三年二月十五日経
正師に教経以上三人遠江守義定討取之とあり源平
盛衰記にも教経河の見事を脇に挟で海に入ると記して

将軍家譜曰建久九年十二月稲毛三郎重成為亡妻追福供養相模川橋頼朝赴焉帰路落馬成病翌正治元年正月十三日征夷大将軍正二位前権大納言兼右近衛大将源朝臣頼朝薨年五十三
或書二百錬抄要記明月院業資王記等ヲ引テ正治元己未正月十三日征夷大将軍前権大納言兼右大将源頼朝薨ト前書トモヲ挙テ證セリ

首を得たる者なし是まではさもあるべきことなれど
らく俗説に擬へるにや保暦間記に建久九年十二月廿七
日頼朝相模河橋供養に出て帰るさに馬より落て
済そて安徳天皇の霊にあひ病つきて次の年正月十
三日薨去せりと記しつゝ仲哀天皇新羅の夷に
射られ給ひしも多くの疑ひあると記せし例もあれば
教経しきりに安徳天皇乃霊に遭ひたると
記したる者もあるべけれども頼朝の世に至りて
のぶる死霊などまぼろしにやうされて屈りしと記しあひ
ろんに天下まちうとしく痛はしき事なるべし東鑑
まで日に天気陰晴まで記したるに頼朝卒去の
すじ欠けたるぞいぶかし それもかくも云甲斐なき事
云ひけるなりけり

補 垂水廣信が説

[illegible]

俗説ニ云後醍醐天皇御宇に伴玄恵法印といふ
者ありはじめて朱子の註せる書を講ぜりと廣信が著
せし衍の書なる嘉文記といふに見ゆ
今按ずるに小園太暦記南朝紀参考舌耕記等の舊記實
録を考ふるに垂水廣信といふ者なし殊に嘉文記と
いふ書ありて聞及ばず但し同じ代に獨清軒玄恵法印
はじめて程朱の註をとなへ一條兼良公尺素往来に云
近代独清軒健叟法師以宋朝濂洛之義為正
開講席於朝廷以来程朱二公之新釈可為肝心
也松下見林曰吉野先主（後醍醐天皇）之時獨清軒健叟始唱
程朱之義康永太上皇御萩原殿召資明隆蔭
行親有中庸談義彼儒前於宮中以佛混儒而
講之上皇不是之召加林詠頗唐手得程朱之
意矣 本朝学原 日本にて程朱の註を講じしは玄恵法印

○招之以宣録一首九十数度逐不出農暇著書名曰嘉文乱記凡六十五巻延文元年十月下旬

晦翁年九十六初應信在京常與藤房論學一日謂藤房曰宋大儒朱晦菴之書前此六年始入本邦世儒未有知我年
得之深尊信之請令借之宜尊思於斯書藤房諾然藤房之學雅混儒
佛以教宗與廣信不合　此説姑記俟後日

其妹なり

[補] 菊池七郎武朝湊川にて自害の説

俗説に建武三年五月楠正成摂津國湊川にて尊氏直義とたゝかひ従兵うたれ其身も深手負ければ兄弟家人もろ共に在家に入て自害せられしに菊池七郎武朝は兄の肥前守武重が使にて須磨口の合戦の體を見にまゐりしが正成が腹を切ところにゆきあひていかでか見捨てはべるべきとていひけるやう同じく自害して失せけり

今按ずるに菊池七郎は武吉なり武朝にあらず菊池系圖に云菊池七郎武吉は武時入道寂阿七男建武三年於摂州兵庫與楠正成共自殺とあり又肥前守は武重にあらず武澄なり菊池系圖に云菊池肥前守従五位下武澄寂阿次男とあり武朝は武光が孫にて武政が子なり系圖に云武朝幼名加賀丸孫次郎中務大輔右京大夫左京大夫應永九年三月十八日卒四十五歳號云傚常朝居士とあり建武三年より應永九年迄は六十七年になる建武三年より廿三年を經て延文三年に武朝生れたるなりて其誤なるを知るべし弘和四年七月菊池右京權大夫武朝申状云

興國以後者武光奉成敬大王（後醍醐天皇第九皇子懷良式部卿中務卿征西將軍或稱関西親王又稱筑紫宮明史誤記良懷嘉慶二年三月十八日薨逝葬于八代郡麓山世稱前征西將軍）入御最初於八代城自令對治一色入道道猷父子令服大友并貳等於御方廿餘年陣鎮西一統之大功者也武政者令相承彼忠功致度々合戰運種々計略時分令早世之間（應永六年十月四日卒去号志行大居士）武朝自十二歳之時令參勤筑州大王（後村上天皇第四皇子諱泰成号式部卿大宰帥宮懷良親王養之為嗣稱後征西將軍新葉集云正平十五年住吉行宮にて大宰帥親王に權大納言公泰とふらひ申されけるみすゞの松すゞろ弥の子のちよをいのるやはじめなるらん懐良の后君子となりてありなむてのちハ大宰府にまかりけるに菊池武光許へつかはして軍功あり）守又從行訟文中之頃今川了

俊寄來肥後之時數月而防戦之武功於水嶋陣成
了俊迯落之功然而後了俊大友サー貳大内兄弟救
千騎寄來肥後國之間於詫磨原天授二年九月
武朝十六歳之時任運於天道忘命於仁義雖
爲無勢馳入多勢陣抽戦伐之勇力然徒令退散訖
全文ましくもし寄す戦ひハ武朝が事実
のミ戦おかせさるなり條當海に誌まくりし　とありかくし俗説のあや
まりと知べし

補　小山四郎隆政が説
俗説云康暦年中小山下野守義政といふ者鎌倉管領
氏満のあふせにそむきほろぼさる義政が子若犬丸といふ者幼けれ
が奥州にくだりて田村刑部則義へとれて盛長し小山四
郎隆政と名乗法力無双乃者なり父が讐を復せんとて
伊達の溢者九八百餘人をかたらひて叛逆す此事鎌倉へ
聞えけれバ執事上杉氏憲討手として二千餘騎を従
へ西四郎勇氏震てうち敵しけれバからくして大勝せり
こみ狼ふに取り伏うられ隆政ハ若子をとらけ落り陸奥
へゆき蝦夷に渡りて一生爰を越して没後に一社の神
といへり
今按ずるに鎌倉九代記に小山若犬丸ハ小山下野守義政が
子なり永徳年中義政叛死乃時若犬丸未幼なり
一族田村庄司則義が許にかくれ居たりしが田村へとらへ
て至徳三年六月小山乃城にたてこもり鎌倉管領氏満
御討氏満五千餘騎にてせめらるゝ若犬丸おちて行く伏
人ととり殺しけれども御方は多と白川へ家行し
が宿かすものなかりしかバ會津にて自害しはてぬ田
村にもとむるあり　鎌倉管領記ハ鎌倉記をも代々の軍記の類なれバ　これよりて若犬丸
を殺世命とし俗の説なく採りふるに、かくてしかりげな
作り事なり死なるハ残り少しとて蝦夷にわたりて存命せ

と記せしに由すりしからざることゝ咄せし

補 里見氏尼をうばひて妻とする説

一書云鎌倉太平尼寺の住持ハ生実御所義明の息女青岳和尚なり房州の里見氏青岳和尚をうばひとりて妻とすといふ

今按るにかゝるためしハいにしへにもあり唐の則天武后ハ太宗の才人にて太宗死後尼となりしを高宗これをめし髪を長ぜしめて后とせり又駱賓王記云有女尼従士人張生者戴宗吉為詩贈云短髪鬅鬆緑未匀袈裟脱却着紅裙于今嫁與張郎去嬴得僧敲月下門とあり 笑ふに堪たり

補 南朝乃松帆丸が説

俗説云南朝に松帆丸と云美童ありといふ

今按るに南朝紀伝吉野拾遺梅松論桜雲記に松帆丸と云へるハいにしへ苔衣にむかし侍従君といふ美童ありて岩倉の宰相法師といふ者と男色の睦ありけり此の子侍従君を鍾愛しけれども別れざるべしとかく宰相法師を淡路国松帆浦に流す法師此浦にて病ひしきりにくやしきハ逢ぐべきさらに男をも恋てぬわれの三芝乃煙とよみて遂にむなしくなりぬ其後侍従君松帆浦に来りてそのあとをとぶらひ法師の心をも思ひてなどかく苔の衣をまとひつゝなきあとをとぶらひしもあり（苔衣ハ四巻ありて古代の物語也其ゆかしきをきせる）松帆丸が説よりふこれにとりちがへたるりのあやまりなり釋門ハ婬欲を断ぜざれバ成仏すべからず楞厳経曰若不断婬修禅定者如蒸砂石欲成其飯と有ゆるしどもさりながら破戒の僧ども天親菩薩ハ男色をこのめり財見菩薩ハ妻女ありといひて男を愛し女に通ず男色女色くれずといふそのむかしの俗にありやいまだ見ざる所なり我社にある

ぬ天親妙見とおもひけんよりも偏に釈迦とあがむべし

補 もとの木阿弥が説

一書云筒井陽舜坊順昭ハ大和国郡山の城にして信長と同時の人なり廿八歳にて病死せしとき伊賀守定次（後に順慶と号す）わづかに二歳なり順昭遺言して三年の間ハ卒去をかくし置べしとありければ木阿弥といふ盲人其声順昭に似たるを取代はりて病者の体にかたらへハかの盲人をふかくかくし置き順昭病中の体にかたりてかくし置しも定次三歳のとき始て喪を発し実にかくして木阿弥ハもとの木阿弥とぞ話伝へけり俗諺に元の木阿弥といふハ是よりおこれり

今按に非なり筒井順慶ハ明智光秀が聟なり明智系図云源光秀女信教 彦次郎後為筒井順昭養子 号大和守薙髪号順慶 とあるを又伊賀守定次ハ順慶子なり大和年紀云天正十三年筒井四郎定次に伊賀一国を賜ひ伊賀守と号し従四位下侍従に任じ後に秀吉公より豊臣姓羽柴氏を賜りしとあり又郡山の城ハ定次より後に築けり大和軍記に天正十三年大和及紀伊和泉をバ秀吉乃令弟美濃守秀長に賜る秀吉の命によりて筒井の城をこぼちて秀吉の縄張にて郡山に城を築て秀長を居しめらるとあり たゞし筒井が城の事は和州軍侍多くあり 是等を考へて俗説の非なることを知るべし

補 国樔人蛙をくらふ説

俗説云日本紀云大和国国樔人性ハ甚だ淳く毎に山菓を取て食ひ亦蝦蟆を煮て上味とし名て毛瀰といふとあり是の子孫なる故にかくのごとし

今按ずるに山中にありて米穀とぼしく魚鼈なき故に山菓蝦蟆をくらふなり蛙のみにあらず蛇をもくらふ冬蛙をくらふ者ありといふ本朝食鑑に山東人捕生蛙

入鐵湯中剥皮投芥醋内而食此稱日搨膾以賞
之とも見えたり松翁のいふ所もさもありしにあり
とみえて宋朱彧可談云閩浙人食蛙嶺南人食蛇
○香巷叢談曰越人以蝦蟆為上味○東齋筆記
曰沈文通守杭州禁民食蝦蟆終三年人不敢食
而蝦蟆亦絶而不生とあり考ふべし

補 倭畫師といふ説

俗間の絵師等見えたり、倭畫師と書者あり
今按るに非なり倭畫師と姓ありて見えたるに書べから
らず其故は續日本紀云靈龜元年五月乙巳從六
位下畫師忍勝姓改為倭畫師とあるをみるべし

廣益俗説辨附編卅二終

廣益俗説辨附編卅三目録

○婦女
補 筑紫磐井が妣が説
補 小式部内侍は保昌が子といふ説
補 鴫千載若菜が説
補 源義経妻室の説
補 静が舞よりて雨ふる説
補 尼将軍の説
補 菊池寂阿が妻が説
補 結城親光が妻が説
補 奈良左近が妹が説
補 遊女と傀儡といふ説
○僧道
補 頼豪阿闍梨は大江匡房の兄といふ説

補 碁聖大徳が説

補 ある僧袈裟を避ずして神社へ詣る説

補 西行法師江口遊女に逢説

補 公暁悪禅師が説

補 南都乃悪僧が説

補 ある俗水といふ字を書説

補 ある僧牛に生る説

廣益俗説辨附編卅三　　井澤長秀輯録

○婦女

補 筑紫磐井が母が説

俗書云継體天皇御宇筑紫磐井謀叛しけるを討手を遣して誅せらる磐井が母を捕へけるに此の母天皇の御前にて磐井謀叛すといへども母が罪にあらざる旨をとかく奏しければ命をたすけ給ふ（此女渋川の祖といへりこれを略す）

今按ずるに此説日本紀以下の書にみえず妄作なり評するに及ばず

補 小式部内侍は保昌が子といふ説

俗書云和泉式部は藤原保昌が妻なり一人の息女あり小式部内侍といひし是なり

今按ずるに小式部は和泉守橘道貞が女子なり保昌の子にあらず和泉式部は大江雅致が女子（母は弁内侍）なり上東

新古今　和泉式部
うらむべきかたもなき身を
杜の杜をなぞよ
かぎりもなき
菖蒲のうら風
同　紫式部
暁風は夜こそ心す
とも菖蒲のの
根をかけてみし
ともなし

門院の宮女となる和泉守正四位下橘道貞が妻となり一
女を生む小式部内侍と云是也和泉式部弾正尹為尊親
王(冷泉院三宮子)に仕へて常に親王がもとに行かひて後（此ときに式部がもとへ殿上人あまたかよひけり）
道貞にもうとまる（此後道貞陸奥守となり下りし時式部が詠し歌詞花集に見えたり）為尊卒して敦道親王
和泉式部が方へかよひ給ふ事あり（此事を聞て右に陳忠門にて和泉式部あまたかよひしとも記たり）
敦道式部を御館にともなひ住しめ給ひ北方（小一条大臣師尹の女）
をうとまれし故に小方の御姉東宮の女御（三條院皇后）によりて
兄達を恨みて里へ帰りけり（此事栄花物語に詳なり○大鏡云師尹の今ぞの女君）
はちのそのひし後冷泉院の四宮帥宮の御うちへ三年ばかりかよひ
和泉式部まで人のせしほどにはじめたてまつりける
ひろへど後かよひも上へとまり奉るをかしくやう小宮
ろ式部へと妻にせさせ給ひけるにもつらくぞ見えける
此ときに和泉式部がありさまをも
この家の集に見えたり
敦道親王もかくれ給ひて後
後に丹後守藤原保昌が妻となり（詞花集　拾遺集）
家集に保昌が妻となりて丹後にくだりしときあり保昌に忘られて
侍りける頃云々とあり又式部女平といはれたる称
まで後拾遺集家集にみえたり保昌は丹後国司なり長元九年
九月十五日七十九にて卒せり丹後文は古詳に丹後名所記に見えたり
保昌卒して和泉式部尼となり（小式部も母にさきだちて卒せり詳に家集に見ゆ）

小御堂に住せしとぞ（貞徳百人一首抄書云和泉式部年よりて尼となりしかば御堂関白道長あはれみて小御堂をたまはりて住せしむ小御堂は誠心院といふ寺也和泉式部といふ寺あり○山州名勝志云元在二一条北白川一隣二誓願寺一近世誓願寺遷二三條一之時同遷二彼寺ノ南一俗云二和泉式部寺一今律院為二泉涌寺末寺一○日次記云三月廿一日専意法尼忌是和泉式部也京極東福寺誠心院有二木像并塔一誓願寺亦有レ牌）
これらを考へて俗説の誤(アヤマリ)なるを知べし

補　島の千載(サイ)若の前の説

俗書云我朝に白拍子(シラベウシ)のはじまりける事は鳥羽院の御
宇に島の千載若の前といへる二人が舞出しけるなり
昔は水干に立烏帽子白ざや巻(マキ)をさして舞ければ男舞(ヲトコマイ)
とぞいひける其後ゆゑありて烏帽子刀をのけられて
水かんばかり用ひられけるこそ白拍子とも名付られ
今按るに元氏掖庭(エキテイ)記云帝怠二于政事一荒二于游宴(ユウエン)一以二
宮女十六人一按(アン)舞名為二天魔舞一首垂(タレ)髪(カミ)数辮(イクベン)戴二
象牙冠(ザウゲノカフリ)一身被二纓絡(ヤウラク)紅綃(コウセウ)金長襖(キンチヤウアウ)一（龍飛紀略所載亦同○大明會典云俗呼二作楽之妓一曰二弾的一○事物異名云妓倚娘）
是も日本の白拍子にひとし　續古事談云

妙音院太相国云なとまて舞をみ許を閲て国の治乱を
知るといふ也世間に白拍子といふ舞ある曲ときけど五
音の中そハ商の音なり此音ハ亡国乃音なり舞の
さまをみれバ立まはりて空をあふぎて多くる甚で
との人の體なり詠曲身體ともに不快の舞なりと
これたりにあり考へ知べし

補 源義経妻室乃説

俗間流布の義経記に義経の室ハ久我大臣の姫なりて
歳まで大臣にたれ十三歳にて母におくれ十六歳まで
義経の室となる義経北の方の名所今出川に
ゆかりありて行くかくの障子をみたるべくの手跡なく
はらりバ絵にかゝれりしれども人の意しけるらん
義経あれば美くて見のうちに住して奥州へくだ
りてひ高舘にてとかふ自害せらる

今按ずるに義経妻ハ河越太郎重頼が女子にて久我大臣の
女子にはあらず東鏡云元暦元年九月十四日上洛為相嫁
源廷尉也是依武衛謂兼日令約諾重頼家子
貳人郎従廿餘輩従之着途。叙巻云義経奥州に落
ひたり秀衡入道を頼く四年いたりて秀衡死後文
治四年四月廿九日康衡兄弟叛逆して不可勝にて
衣川の城をせめられし判官ハ女房廿二若君四歳当家
の姫君廿一とかりて自害して失にけりとある依
りつく俗説の相違と知べし又平家物語に平
大納言時忠乃女子二十八ゟるを入てそのめ合れバ
義経ひく人云ぬ年こそかし長けれども清く為やら
まで…ハしく色情ありてさるやうなる人有判官
んでしつてありけれバ本妻河越太郎重頼が女も有けれ
どもこれへとい別のくにて居…又云義経…

[illegible]

ぶらとて女のりまふゆらうられハ年ハ四五ばかりの女あり義
經の家よいらりて立ゝけハ女の秘そて侍らふバられ
かりもまでまあらでおどろくと人へのこひしかりしんとよみ
てたり義經あそれはえひ立入出家ハそこてよとゞ侍りて
御談しつまゝたゝ男の姿かけまじバ汀見せんともひが
たりしとて、なく〳〵帰られりぞてありけまとあり義経
記へとあるを者ゝきこれをみるあハせ久我大臣の女子なり
侍ぐりなれしるものなり

[illegible]

補 静が舞よりて雨ふる説

俗説云一とせ百日のひでりかりまふ鴨川桂川もかれゝれ
井乃水もえて國土のなやみとなりしかバ諸寺にあらせ
てわせらるハ、生れしはかの院神泉苑に御幸ありて
容色すぐれたる白拍子を十人えらびて舞をまはせ玉ひ
かし静が舞よりいたる龍神これをめでゝひとりんとまえに

是より雨ふりて三日まで止ざりしかバ静を日本
一の宣旨を給わりけり

今按するに是ハ後日旱魃にて貴賤いのりしに静か舞あ
そばせられ舞よりて雨ふりし事あれバなほ更西方を
人君の政を憂て民とあそれて天をのをまり古至誠
乃感よりて雨ふりしをいふ我朝かうこの例ハ史よ見えたり
然るよ是ハ凡てにして朝為張郎婦暮為季郎妻
操しき白拍子が歌舞をしめしハ天を軽侮するなりか
のごとき非礼をなして雨ふる龍神あらんや何これとよう
こゝの言あらバ彼も其淫奔放蕩の徒や一笑する
にたらんや又日本一の宣旨ハおそらくハなるべし足
倫こともなくハ日本一の恥辱といふべし

補 尼将軍乃説

俗説云北条時政女政子尼となりて如実といふ代々将

東鑑脱漏ニ嘉禄元年七月十一日二位家薨御シ給フ六十九是前大将軍ノ後室二代将軍ノ母儀也同十二日戌刻御堂御所地ニテ火葬シ奉ルトアリ寿福寺ノ壇那ナルユヘ爰ニ位牌アリ日件録ニ鎌倉右兵衛佐ノ夫人時政ノ女也寿百二十歳ニテ卒スト有東鑑ニ六十九トアルヲ正トスヘシ
○北条家威アリ政道雅意ニ任スルコト今ニ至テ少ナカラス睿慮ニソムクオホシ皆是二位禅尼ノハカラヒナリ本朝ノリノカミイマダカツテ例シナシ異国ノ呂后漢ノ罪人トツイズベキ本朝ノ禅尼モマタ鎌倉ノ蠹賊ナリ牝雞ノ晨スルハ万世ノ誡ナリ柳営二位ノ禅尼ニヨヒテハ乱臣十人ノ列トスルカ婦人ノ政理ニアヅカルハ好ヤイハン悪シトヤセン鬼ニモ角ニモオ智優長ノ禅尼カナトミナ称嘆セラレケリ 以上小條九代記

軍の後見として政務を沙汰せられ尼将軍これなり
嘉禄元年七月十二日百廿余歳にて死去あり
今按ずるに宋文帝慧琳法師がよく謀議するを以て
朝廷の大事にあづかりはかりしむ。つひに権要に任ぜられ
孔顗これをそしりて黒衣宰相と謗りしなりと
いふ如実尼もまたこれに似たりけり政務にあづかりて
ゆるすとせば小條一家の輩は菽麦をわかたぬのみにや
尼ちはいとおそろし又尼将軍号なる偽せしは室宣
下ては天子将軍もこれに法体のまゝ政務をとり
しかば世に入道将軍ともいふべし如実も亦用のみ
まいで才ありしかば尼将軍と謂名せしものなり
かゝることもありなん呉淑謂名録に載ル餓彪将
軍ハ魏元暉。筆公ハ尖頭奴ハ魏杜弼。侏儒郎中ハ
常慎。餓鷹侍中ハ魏盧昶。黒面僕射ハ魏元欽。

鬼婆ハ則天武后。細眼奴ハ房玄齢。斗酒学士ハ首
主侯。瘦相ハ王欽若。媼相ハ董賈といへり此類多し
又如実尼嘉禄元年七月十二日百廿五歳まで卒
れとりかゝり我朝の政子に通ぜられしハ治承
年中の比より治承元年より嘉禄元年まで
七十七年なり我朝にて七旬有餘の老婆は
懸想せられんや俗説の相違なるべし

補 菊池寂阿が妻の説

俗説云元弘年中菊池寂阿築紫の探題小弐英時
が館へ寄て戦死ス寂阿嫡子武重を國に帰せ
しとき妻がりへ一首の歌をおくりける古郷にひでろ
ありしも是ってゆくれとおもふらん妻は此錢
又てるらにとまひぞりのいいちろとそろてや
君が代とゆふんと書置て自害しける

宋紀慧琳道人善談論宋文帝與之議朝廷大事遂参權要朝廷賓客輻湊門車常有数十両四方贈賂相係勢傾一時孔顗嘗詣之遇賓客填咽暄涼而已顗慨然曰今之是衣宰相可謂冠屨失所矣 [illegible]
侍中 細旨 人 以 言語 見 讒 大 宗 嘗 朝 [illegible]

今按るに此説偽なり 菊池寂阿が妻は赤星有隆が女子なり
て寂阿死せし後ちつく尼となりて武光武光が母
なり並に尼が正平八年十二月五日肥後国玉名郡廣
福寺にて終りし位今も仏あり其桐遺ほかるべし

補 結城親光が妻が説

俗説に云 結城太田判官親光鳳輦に供奉して京を
落けるが女房はいまだとこひられば女房親光をとげま
さんがあと目の前にして自害しけり 洋まま女性にあり略之

今按るに結城親光が妻は又なきしかるく自害の事
偽なり 太平記 見ず 治記記 梅松論 桜雲記 南朝
記 吉野拾遺等にもまくなくあらん

補 奈良尼追が妹が説

俗説に云 西国乃留守宅光父尾ゝとふもの己が弟子奈良尼
をねころして其妹を妻とさんとせしと記るの女宅光が
短剣をもてひて宅光を殺し其身も自害しけり 洋はま女性あり

今按るに尼乃が妹が事偽なり 信長記 総見記 信長
家譜等にもみえてなし 家作ちる事と知るべし

補 遊女を傀儡といふ説

俗間下学集の下学集に云 日本俗呼遊女日傀儡 又擬
傀儡子偶人 傀儡傀儡傀儡 など あり 又寄傀
傀儡といふところと云もなぶらもまことに 潜らぬ
御上の仕世乃ころめの京ともあり

今按るに遊女を傀儡といふはあやまり 傀儡師は人形に
因りしなり 詩学大成 傀儡部云 傀儡子 起於漢祀
平城之圍陳平訪知冒頓妻閼氏妬忌 造木偶
人運機関舞於城間 閼氏慮城下冒頓必納 遂
退軍 平成得解 とあり 俗説のあやまりと考へ
知るべし

○僧道

補 頼豪阿闍梨は大江匡房の兄といふ説

俗説云延暦寺の頼豪阿闍梨は大江匡房の兄也

今按るに頼豪は藤原姓なり匡房は大江姓也 藤原系圖云式部卿宇合 清成無官 安継周防守従五位下 賀備能 摂津守従五位下 忠紀 下野守従五位下 文正 加賀守従五位下 光輔 従五位下 有家 伊賀守従五位下 頼豪 延暦寺阿闍梨碩才之人 ○大江系圖云本主 備中守従五位下賜大枝姓 音人 左大弁参議従三位 千古 式部大輔従四位下 維時 中納言従三位 重光 左京大夫従四位下 匡衡 弾正少弼正四位下 擧周 式部大輔正五位下 成衡 信濃権守従四位下 匡房 権中納言正二位 とあり出自の相違かくのごとし誤て匡房兄弟なりとや

補 碁聖大徳が説

俗説云寛蓮法師は俗名肥前掾橘良利といふ肥前國藤津郡大村の人なり亭子院宇多天皇にめしつかはれ出家して寛蓮と名く殿上法師なり圍碁をよくす

この故に碁聖と称せられし也碁式といへる書を作り年にて碁をしらしめなり 万首唐絶句奕僧トアルハ寛蓮ガ類ナリ

今按るに碁に妙を得るものを碁聖と称する説非也又蓬窓日録云林中郎以圍碁為座隠或亦謂之手談又謂之碁聖とあるにて知るべし又寛蓮を日本にて碁のはじめとすれども是より先に碁は善くする者ありし 續日本後紀云承和六年十月朔天皇御紫宸殿召散位従五位下伴宿禰雄堅魚備後權掾正六位上須賀雄於御床下令圍碁並當時之上手也 雄堅魚下石二路 賭物新銭廿貫文局所賭四貫所約惣五局 須賀雄輸一籌 ○文德實録云大内記従五位下和氣朝臣貞臣唯好圍碁不覚日暮夜深○三代實録云従五位上肥後守紀朝臣夏井善圍碁十餘歳習圍碁於伴宿禰於勝雄一二年間殆超于於勝

雄とあるは考へ知べし　寛蓮法師は大和物語同抄古事談あり　詳ならざれど寛蓮が女と囲碁うちてまけける

半今昔物語にみえたりもとはさらにかはらずこれと同じ
今昔物語列て載ちはあはせ考ふべし

ある僧穢へとさけずして神社に詣ける

弁終神祇之様とかく能之

大保記曰姙者著帯不参宮天無禅産婦百日穢　古老口實傳同產忌血止九十日停止参宮　神道服忌令曰姙婦及五ケ月停止参宮生子之後過百日可参宮コトあれバ生氣でもあいそせりあり

補

俗説云昔ある僧悪病人を葬て暮帰に詣し神より（性蓮坊）
こひのひよある僧母が骨を首にかけて熱田の社
内にまかりしを神ゆるし給ふ、
今按ふに是等の説皆浮屠氏神を誣て佛に混ずるの
奸作にて用ゐるべからず因考ふに古老口實傳云喪葬篭
者并に持死人者百日以後可参宮（忌服神宮不祠伺佐へ法令也）伊勢勅使
部類記云久我太政大臣源雅實六條右大臣顯房之
子也為内大臣左大將兼詔奉幣于伊勢太神宮其
齋戒十日之第七夜夢中神來告曰此居宜修佛經
於他所夢覺而後不知其所有之處使徧尋之
則長押上果有佛經公輒去之臨河祓除とあり
穢と忌のことかくのごとし古神宮は並て浮屠を忌み
給ふ後に混ぜられぬして佛法を法令
を始め僧徒を退けざるなく後に混せしまで法令
今癈たり此よそ神在は穢を存しまつれいふる如の理
なれば穢とさけずして神社に詣しは甚て天罰
まぬがれざる神罰と蒙らん乱心しうろおとろふべし

鳥羽院ノ北面　佐藤兵衛尉義清　盛衰記巻八

西行發心ノヲコリヲ尋ヌレバ源ハ戀故トゾ承ル申モ恐アル上臈女房ヲ思懸進タリケルヲアコギノ浦ゾト云仰ヲ蒙テ思切官位ハ春ノ夜見ハテヌ夢ト思成楽ミ深ハ秋ノ夜ノ月西ヘト進テ有爲ノ世ノ契ヲ遁ツヽ無

補　西行法師江口に遊女に宿を借る説

俗説云西行法師は鐵肝石膽の人なり江口遊女に一宿
してみだれざる秋胡の柳下恵なり
今按ずるに西行が鐵肝石膽なるはいふまでもなけれど發心のそ
好色よりおこれり且修行の後も祇陀の淡女が妻ふ
過ぎし宿あればつきそこみて娼家に宿をかりん
宿にて多かれぞといふの説にあそびやまず集成の
西行法師が瓜田不納履李下不正冠といふ戒そむあり

為ノ道ニソ入ニケル
アコギハ歌ノ心ナリ
伊勢ノ海アコギガ浦ニ
引網モ度重ナレバ
人モコソシレ
ト云心ハ彼阿漕浦ニ
神ノ祈言ニテ年ニ三度
外ハ網ヲ引ストカヤ
此御ヲ承テ西行ガクリ
讀ケル
思キヤ冨士ノ高根ニ
一夜子テ雲ノ上ナル
月ヲミントハ
此歌ノ心ヲ思ニハ一ヨノ
御契ハ有ケルニヤ人ト
重テ聞食事ノ
有ケレバコソ阿漕ト
ハ御ケメ情ナカリ
ケル事共也彼賢
之ガ御前ノ賞子ノ
辺ニ候テマドロム程
モ夜ヲヤヌルラント云
一首ノ御製ヲ給テ夢
ニヤミルトマドロムゾ君
ト申タリケル事マテモ
想ヤルコソヲカシケレ

歌をよまれしも只よまりし然下の危せざるみ冠をふぎりをやハ妙
もはらしあり異をとりつくろふもハ嫌疑を避るのみにて
あるさうなれど昭家の宿するや言行表裏たゞいふ
可し困言するのみ柳下恵が女と同宿をしてとうさぎ者
なるらしハ世と人と淳ればよりして下恵が為人を知れ
たる識もなりしかられん今かり下恵出ずとも為
人と知とあるまじけれべうさびとまけて名そらう
一下恵もまだけふ直ずるのみありてはゞくこばんて同宿
男をあわれハ惑て須日宋李昌齡が樂善録を見る
まてうれしまでうてひしかりくれなむ
僧尼と遯る乃説ありたる記して戒め守 樂善録云ハ
僧道不可入宅院猶瓜雇之不可入倉廩也瓜雇入
倉廩未有不食穀粟者僧道入宅院未有不為乱
行者此事之必然不可隠者也富家兒常令僧道

入宅院与婦人同起坐而不知恥殆其久而令熟則
未有不為彼所淫汚者其間無知之輩至於粛露
醜出而亦不恥不禁悲夫如此等人何異於鳥獸
手とありし暁しりさまふべし

補

公暁悪禅師が説

俗説云道倉鶴岡八幡別当公暁ハ山門にして叔父
實朝を弑そこれまよりて世に悪禅師とよふ
今按るに非なり公暁が実朝を討ハ父の讐を復せし
なり山門にして叔父を弑せりとそしるハ非なり
僧しかるしハ兄ろうれんまさあらしやむ事をとげざ
もとよりそれし僧とかくしそれんにらくてある
乎すて僧となりて鶴岡にありしハ是より後をまへ
ゑるけ子として父の讐を復さんとて君の讐を
復せざるハ人倫にして禽獣にもおとるなり 古語云

九世可ㇾ入後讐と況や公暁とや悪の号をとゞめ
く孝と称じて可なるべし

補 南都悪僧が読

俗説云むかし南都に悪僧あり幼かより学文をせず腕ぐ
てだてのみ好みけて悪業とひろぐへして善業よ
ころざゝどゞも文盲なし出家のすべきことをしらざればわろ
きわざをなす腕ぐそてよく善業となさむとおもひて其
ころ世の人のうきめひとなる強盗どもの宿に行てつねに強
盗をなんといふ盗人ども日ごろは強力をたのみてよろこび
多同勢をさそて人のねしづまりたる所へ入それは俗は今で
家の内の者よりはあやまちありやもしれずとてとめけるも
ありけるをとかくさせて格門をひきいれけりこれよりて
強盗となる百家をせむる災難なしある夜強盗どもを率て
これをひかしめられて事行はれ出さる事行はれば法

法師なりいかなれば法師の身にて強盗はするぞと問ければ物
恩問しきはしと答ふいくたび問ても同じことなりされ
ども事行はるところやすからんとおもふのちは何もしらざさ
んとおもはれければやむことを得ずしてかけるはそれぐはもとより
扨の欲俗なく作しが後世の罪業をおそろしくおもひよく
善業をなさんとするに一文不通なればなすべきたよりなきまゝ
さころ強盗となりて人をころしそこばくの財宝をうばひ
非とすくひく多すんとするに一人まで多く給ふ故しかるに
所今強盗の党に入られとあざむきこれと多くすくなり
まだ光なくしてしかし事行盛して申けり
今按るにさ俗悪くて説して吾が作するをなりおとしめ
師しなし一人の布帛をとりて頭をはいんで死をげり
ましてや仏家よりいふときは文盲まで沙門のの作なり
ぞんばむ知の念仏をとなるべし仏法は文字なくしてさ

なるべしと云の理有べからず三ッの剣をけがしたりし盗賊をなみしてかゝらしむるは前後の所行一味として感ずべきものなし不孝不義の大罪人なくむつきの悪しきなりみだりの僧ぬすみするにあらずさりながら入足より八品のもの綵宝をとかくさせあやまちなきやうにすれば門類となれしと。凡そ俗なるべしかくゆるしと支配するまで因類ども外の侍べからず又家内の者僧は却方といひて其下知りはんや又僧が心の内は慈悲もてせしやらん不慈悲にてせしやらん悲しくは記録有べからず今其ことのなきを察するに只僧が心は僧の身にて後道いするぞと問しと見さるとのくらせしてあられげなる従つきまくの地の所にたゞし律義めたく苦しき愚眛なるに只管頭を丸める者ぞ悪いやれどんとくしやさはあらじ何との人は言んといひしかぞ

足ひのかさまれ首尾とよろこびは其ことゞもふつと文すぐなりき化て於りふまくまゐらせし命をそこなふもしとのなるべし

補 ある僧水の字は書説

俗説云むかしある僧人とあらそひて水の字を書しがちがひくさえだにしてありくとうちびしなりくさき字なり

今按ずるに東林廣記云白礬黄芩五文搗為末以汁計調氷紙上書字便放置水字浮水上紙沈水底とありは法とありく書くるものなるべし

補 ある僧牛に生る説

俗説云むかしいづもの国にありん土民が伯父僧死してのち家の牛犢をうめり二三年を過ぐ土民犢をとて後をなしに牛をはなち放して牧いは伯父なりといひしとかん（元亨年中のことゝ云）

今按ずるに朱子文集云蔡州妖尼于惠普詭佛言人

禍福朝中士大夫多往問之所言時有驗於是翕然
共稱爲神尼公既自以力排釋氏故獨以爲妖嘗
有一名公於廣座中稱尼靈異曰嘗有牽牛過
尼前者指示人曰二牛前世皆人也前者是一官人
後者是一醫人官人嘗失入人死罪醫人藥誤
殺人故皆罰爲牛因呼其前世姓名二牛皆應
一座聞之皆嘆其異公獨折之曰謂尼有靈能
知萬物之最靈其尤者爲聰明聖智皆不能自
知其前世而有罪被罰之牛乃自知乎於是座
人皆屈服 所謂名公者疑指富公 とあり是ハ妖尼幻術をもつ
て牛の側にて物を言を發させしならん右の
昔語乃牛ハ狐狸など託して言を發せしもの
なるべし

廿三終

廣益俗說辨附編廿四目錄

○雜類 地理

補 尾張國乃說
補 隱岐國の說
補 大國といふ說
補 郡とりうの說
補 伊勢國宮河乃說
補 同國多度山の水乃說
補 近江國磨針山乃說
補 富士山出現の年國史にありと云說
補 美濃國養老の酒泉乃說 附諸國溫泉
補 越後國臭水村の油の說
補 越前國金崎の怪異乃說
補 磐梯池乃說

補 豊後国沈堕瀑の説
補 同国風流鳩の説
補 長門国水中に音楽の声ある説

廣益俗説辨附編卅四　井澤長秀輯録

○雑類　地理

補 尾張国の説

俗説云尾張国ハ素戔烏尊八俣大蛇が尾を割て出せし剱を熱田大明神と祝へる故に尾割国と名づく後に尾張とあらたむ

今按ずるに非なり尾張風土記云神日本磐余彦天皇東征之時海部ノ佩室奉射天皇天種子命以三角石弓玉羽矢射殺佩室於是海部姓絶終国此其国謂終国今曰尾張者音之訛也とあるを説とすべし

補 隠岐国の説

俗説云隠岐国はむかし魚王赤目長門国へ山岳を蹴破りしかば陸地はなれて一島となる故に沖国といふ後に隠岐国とあらたむ

今按ふれたり隠岐誌云隠伎嶋其在巽地言嶋前也知夫郡海部郡属焉其位震地言嶋後也周吉郡穏地郡属焉其府者周吉郡南岸西郷豊崎也従是南至雲州美穂関三十五里辰巳至伯州赤崎浦四十里未申至石見国温泉津五十八里自子至卯無可往地戌亥間行百一夜有松嶋又一日程有竹嶋而已と云説と記したり

補 大国といふ説

世俗これを大なと称することあり

考ふに白井宗因職原句解云大国十三不謂大和河内伊勢上総下総常陸近江上野陸奥越前播磨肥後也

補 郡を分つ説

俗間郡を分つの説あり相違なるべし

今考国史記其説于左蓋従国史而畧

○越後国出羽郡和銅元年九月丙戌越後国新建出羽郡続日本紀○今越後国より出羽郡分し今伴風土記云延長年中越後国郡と頸城郡と分れしとあり是古の出羽郡なるべし

○遠江国長田郡和銅二年二月丁未分遠江国長田郡為二郡長上長下同書○今遠江に長田郡なし長上長下ありこれ故延し

○備後国葦田郡甲努村同年十月庚寅割備後国品遅郡三里隷葦田郡甲努村同書○甲努村ハ今の甲奴郡なるべし不遅今ハ不治と記せり

○上野国多胡郡同三年辛亥割上野国甘良郡織裳韓級一作辛科矢田一作八田大家緑野郡武美片岡郡山等當作山奈六郷別置多胡郡同書

○出羽国最上郡置賜郡同五年割陸奥国最上置賜二郡隷出羽国同書

○摂津国能勢郡同六年九月己卯割摂津国河辺郡玖左々村為能勢郡同書

○陸奥国丹取郡同年十二月辛卯陸奥国新建丹取郡同書今丹取郡なし名取郡に誤る

○美濃国席田郡霊亀元年七月丙午美濃国

始建席田郡同書○石城國今の陸奥國磐城郡養老二年五月乙
未割常陸國石城標葉行方宇太一作宇多亘理菊多一作
菊田六郡置石城國同書○舊事紀云石城國造志賀高穴穗朝御世以建許呂命定賜國造○庚令延佳云今陸奥國磐城郡○後又磐城郡より五郡をとる標葉郡行方郡宇多郡亘理郡菊多郡なり○石背國今の陸奥國磐瀬郡同
年同月同日割白河石背會津安積信夫五郡屬
石背國同書○舊事紀前書云伊波世國分為侍建郡白河郡会津郡安積郡信夫郡となれり○菊多郡今陸奥國
同年同月同日割常陸國多珂郡之郷二百二十
烟名曰菊多郡置石背國同書○後に磐城郡と合つ○志摩
國佐藝郡同三年四月丙戌分志摩國志摩郡
塔志郡一作苦志五郷始置佐藝郡同書○今志摩郡に佐藝郡なし志摩郡英虞郡あり
○河内國大縣郡同四年十一月乙亥河内國堅下堅
上二郡更號大縣郡同書○佐渡國賀母郡羽茂郡
同五年四月丙申分佐渡國雜太郡始置賀母一作賀茂
羽茂二郡同書○備前國藤野郡同年同月同日

分備前國邑久赤坂郡始置藤野郡同書○今備前國に藤野郡なし和名類聚抄に和氣郡に藤野郷ありよつてしれは古の藤野郡ハ今の和氣郡なるへし○備後國深津郡。同
年同月同日分備後國安那郡置深津郡同書○
周防國玖珂郡同年同月同日分周防國熊毛郡
今佐然手置玖珂郡同書○遠江國山名郡同六年二月
丁亥割遠江國佐益郡八郷始置山名郡同書○佐益郡ハ佐野郡
を就るゝ○陸奥國栗原郡。神護景雲元年十月乙巳陸
奥國置栗原郡同書○伊豫國新居郡。大同四年
九月乙巳改伊豫國神野郡為新居郡以觸上諱
也日本後紀○嵯峨天皇諱神野○陸奥國和我郡薭縫郡斯波郡。
弘仁二年正月丙午陸奥國置和我薭縫斯波三郡
同書今薭縫郡なし何しりつ○越前國今立郡。同十四年六月丁亥越
前國丹生郡管郷十八。驛三割九郷一驛更建
一郡號今立郡同書○加賀國能美郡石川郡。

同年同月同日加賀國江沼郡管郷十三驛四割五郷二驛更建一郡號能美郡同加賀郡管郷十六驛四割八郷一驛更建一郡號石川郡同書○土佐國高岡郡承和八年八月庚申土佐國吾川郡八郷各分四郷建二郡新郷號高岡續日本後紀○美濃國石津郡齋衡二年閏四月丁酉分美濃國多藝武義二郡置石津郡上二郡文徳實録○肥後國山本郡貞觀元年五月四日己未分肥後國合志郡始置山本郡三代實録○阿波國三好郡同二年三月二日壬子割阿波國美馬郡始置三好郡同書○伊豫國喜多郡同八年十一月八日己酉割伊豫國宇和郡置喜多郡同書○飛驒國大野郡同十二年十二月八日乙酉分飛驒國大野郡為兩郡同書○按ニ延喜式倭名類聚鈔ニ大野益田荒城三郡ありて大原郡なし大野郡とあるハ大原郡なるべし

録○出羽國最上郡仁和二年十一月十二日丙戌分出羽國最上郡為二郡同書○延喜式倭名類聚鈔ニ最上村山置賜雄勝平鹿山本飽海河邊田河出羽秋田の十一郡ありて由利郡なし是ハ最上郡と分てるハ今の由利郡なるべしと各考え知べし

補 伊勢國宮河乃説

俗説云雄略天皇御宇天照皇太神白鷺と化して伊勢の宮河にうつらせ給ひけるに恵美丸といふ者見つきまゐらせて河中よりやすくぞ渡しまゐらせし故に此河を宮河と名づく

今按ニ是ハ倭姫世紀云垂仁天皇廿七年秋九月鳥鳴聲高聞弖晝夜不止囂倭姫命此異止宣弖大幡主命乎差遣令見彼鳥鳴處罷行見嶋國伊雜方上葦原中在稲一基生本波一基尓為弖末千穂茂也彼白真名鶴咋持廻鳴支此見顯其鳥鳴聲止支返事申支爾時倭姫命宣久恐志事不問鳥須良田作皇太神尓奉物乎止詔弖物忌始給弖

彼稲伊佐波登美神乎為豆指穂尓令抜豆皇太神
御前懸奉始支則其稲大幡主女子乙姫尓清酒令
作御饌仁奉始支彼稲生処伊佐波登美之神宮
造奉為皇太神摂宮伊雑宮此也彼真名鶴乎号
称大歳神同処祝究奉也　神風小名寄云大河内村宮の町の西小にあり本名大歳といふ万葉集に知之大川と謬りて同名なるべし
とさ大歳神と互ちがへるものなるべし

補 伊勢国多度山の水の説
俗説云 伊勢国多度山に滝あり其ながれの長さ二町ばかり
見え河原なく水地の下にくぐりて末にて流れ出る
まことにくしびなり不思議也
今按るにさくひ多くもあり 常陸国誌云水無河出
筑波山為水無河流入桜川其源自地中行故人不
見其水所由出 会津風土記云潜清水在耶麻郡布
藤村自源行地中二十許歩 陸奥名所集云信夫郡
忍山の西より流れ出る河の多地のうちにくぐりてはるか
の下にて地中にハ河原なりとあり我朝のみにあらず
もろこしにもあり 臨海記云郡東北二十五里任曽逸
家有一井深四丈常有湧泉昔有採材人臨渓洗器流失
酒杯後出於石井と見へたり右の多度山の水と同じ

補 近江国磨針山の説
俗説云昔ここにて磨針山ありむかし此人此山にのぼりて
斧を磨く針とせしより名付くるといへり
今按るにかゝることにも似たることあり 劉氏鴻書云昔李
白読書於象宜山中未成棄去過小渓逢老嫗方磨
鉄杵問之曰欲作鍼太白感其意還卒業と見へたり
是等皆譬喩なり実にあるとはいふべからず

補 富士山出現の年国史に出ざるといふ説
俗間に行る書云駿河国富士山孝霊天皇の御宇に

出羽の事三代実録に見えたり
今考ふるに三代實録に此年なくて見えしは三代實録に
光孝清和陽成三代の事を記しけり此光孝と孝昊
まちがへ右書に貞観六年三月廿五日駿河國富
士郡大山甚熾燒山方一二里光炎高二十餘丈有雷
地震歴二十餘日火猶不滅焦巖崩嶺沙石如雨と
あり然ば出羽と見えしはあやまりなるべし
補 美濃國養老酒泉の説
俗説云霊亀元年美濃國より酒泉出しといひつたふる
ことなり
今按ずるに酒泉これのみにあらず日本紀に云天武天皇
七年十二月己亥遣沙門法員善往真義等試飲
近江國益須郡醴泉又云醴泉涌於近江國益須
郡都賀山諸疾病療者衆豊後風土記云

大分郡酒水 在郡 此水之源出郡西自野之磐中指
南下流其色如酒味少酸焉今昔物語云むかし
ある僧大嶽にいらんとて石をふみ登りてある里に
出けり其郷の中に泉ありめぐりに石をふみ入上に
家作くりて覆へり水の色黄ばみたり寄て飲
みるにまことに酒のまれ出るなりとあり いづれの処とは記せず
本草綱目云醴泉味如醴故可以養老飲之令人
多壽白虎通云醴泉者状如醴酒可以養老庚
穆之相州記云君山上有美酒數斗廣川書跋
云醴泉銘云京師醴泉飲者痼病皆愈又云其
味若醴東觀記云漢光武帝中元元年醴泉出
京師飲之者痼疾皆除又晋武帝泰始八年河
別醴泉涌出飲之不老 くさ／＼醴泉の事諸書に載たり続古西川氏か懐宝年代にもありと思ふべし
かゝれば當地の酒泉のみにはあらずぞ

附 諸国温湯。摂津国有馬（摂津風土記云有馬郡塩原山にあり） 大和国十津河。

伊勢国七栗（拾芥抄湯類記云一志郡七栗といふ所にあり枕草子七くりの湯とあるは是なり伊勢名所集） 紀伊国走

湯（紀伊地志云牟婁郡瀬戸村にあり） 同国湯峯（同云牟婁郡本宮村） 同国田辺

湯崎（紀伊地志云湯崎村白良浜にあり） 同竜神（同書） 同二河（同書） 伊予国道後（伊予風土記云湯郡）

後撰 播磨国明石（後拾遺集） 但馬国城崎（拾遺云谷門院但馬誠信の出湯にて下さりふ）

甲斐国濁湯。長門国俵山。相模国塔ノ澤。同湯本。

同木賀。同宮下。同底倉。同堂嶋。同芦野。伊豆国

熱海。同走湯山。同伊東。同松原。美作国湯江（又ニ湯原）

信濃国七湯（清少納言枕草子） 同草津（イニ次） 同浦野。同浅間（或云）

（そのうちにも松本那にあり） 出雲国三澤。同湯村。同玉造。同牛尾

豊国湖中。加賀国山中。同湯涌。同於宇曽。下野国

伊賀保。同国日光。同峯上。同那須。同塩原。同中禅

寺 常陸国袋田（常陸国誌云久慈郡月折山下袋田邑） 越後国関山。越中国

大牧 同山田。陸奥国岩城。同名取。同玉造（大和物語） 同鳴子

同鎌崎 同青根 同盤梯（会津風土記 耶麻郡） 同東岳（同書） 同熱塩

（同書曰耶麻郡） 同砂子原（同書大沼郡） 同湯本（同書曰門田庄黒川口） 同湯原（同書曰湯原郷長江庄）

同湯岐（同書曰立岩郷） 同湯入（同書云同所） 筑前国湯町（筑前続風土記云御笠郡湯町温泉四郷あり武蔵）

（所と使泉村にあり泉あり） 薩摩国安楽。肥前国塚崎。同嶋原。同嬉野

肥後国阿蘇杖立。同垂玉。同栃木。同湯谷。同国芦北

雛来 同国山鹿湯町。同平山。豊後国赤湯（豊後風土記云速見郡西北竈門

山にあり） 同玖倍理（同書在郡西河直日温湯井伊予風土記云速見湯とあるは是也） 同別府村 〔未知処〕

吹田温泉（乙葉集に吹田乃温泉とあり） 〔未知処〕 豆留麻（八雲御抄） [illegible]温泉多

しかれども其大概を寛て記して

補 越後国臭水村の説

俗説云越後国臭水村といふ所乃河水油のうかぶあり

あり俗土人のとりてかねせしとう油をわくりといふ

今按るにかくの如きとこれハ漂粟手牘云流波山中有燃

海千里民汲之以代油光明過于油数倍秦始皇

使人汎千艘往山中、船人不知氷性、夜以燭抜氷中、火大発遍海悉焼、火光接天千里、無一人還者、自此臨于海畔汲用而已。昨夢録云猛火油者聞出於高麗之東数千里とあれば臭水村の油のことにはあらざるなり

補 越前国金津にて怪異の説

俗説云越前国金津にては雨ふる夜には海上に松明のごとく城などへ乗輿の人騎馬の人浪の上にあらはれ

今按ずるに伊川先生曰人気いまだ尽ずして俄に死したるときは魂魄帰する所なしある人夜淮上にてまれに大将の兵数の人を見たる色でうせける後に問ば昔人此戦場なりといふこれ皆非命に死し冤を啣み恨を抱て、いまだ気散ぜざるなりとあり朱子語類今金津も古戦場なれば有べきことなり但し又海市といふことあり夢渓筆談云登州海中時有雲気如宮室台観城堞人物車馬冠蓋歴々可見録異記云益陽県在長沙郡界時見長沙城隍人馬形色悉可審弁とありかくのごとくくハしきことなり

補 磐梯池の説

俗説云磐梯池ハそこのしれぬことありと知人なし

今按ずるに会津風土記云猪苗代湖在磐梯山下、大同二年暴涌焉、縈廻百里許、会津郡鳧鴈白鳥嗟喋于此、環湖数十浦浸会津耶麻安積三郡、可与近江之琵琶湖並称者也、相伝三番三謡磐梯池是也、湖中有翁嶋、有翁神社とあるべし考へ知

補 豊後国沈堕瀑の説

俗説云豊後国沈堕瀑を他国に知人稀なり

今按ずるに沈堕瀑記云豊後国大野郡有瀑、号沈

予按 石川丈山詩二首覆醤集上十九枚目ニ入リ 正允有瀑布湘潭二絶 附於壽安扶桑知不輟由是継響 泓潭 眩字随元韻 竦傑岩涯不測泓

墜傍有兩淵曰男淵曰女淵即男瀑女瀑之所流積也。土人傳へて日本第一の瀑也と称す。近衛信尹公此滝と和説有て布引と云とぞ。ぞくりハかさぬともふもとまてわめ老國のうちと欲なりこれをとりて擦

石川丈山詩二首 和法橋正允韻
溜散漫烟霧中。欽自銀河波底出。白竜倒下碧雲宮。
○竦傑巖涯不測泓。鷲湍急破眼如眩。高源漲落飛氷雪。萬馬千雷吼澗川。 大友興廃記 此二首不見覆醤續集 杏庵
堀正意有詩二首 和法橋正允韻
清冷一望中。高直明々奇絶。飛流如雪又如虹。人骨都疑素練落天宮。
○飛瀑落来沈墜淵。淵深巖嶮忽為眩。古今此處曠男女盟久千年。山與川とこえたり

補 風流鳴ハ豊後國にありといふ説
俗説云風流傷ハ老ね海中にあり河尻河港なり

仙巣稿二
潮満石平潮退欲今 誰名裸島頗人知之 昔衣秋従無留着 似待澄江白練詩

俗 裸傷といふ 今按ふに豊後國ノ風流傷ナリ肥後國宇土郡にあり清少納言枕草子に傷ハ多かれ傷とあるまで裸傷といふ侍り伊勢物語にいへるも傷をよみたれば浪のよせくるがうへにもえぬなりとも近くよりてみればまことのきぬにはあらず浪のぬれぎぬといひてあるなり 玄穣西堂顯ニ裸傷詩。仙巣稿ニあり。後撰夫木松葉小名守笥の法集風流傷とよめるもあり 菊池佐々傳記附添ヌ悉截

家臣ニ略す あらせ考へて俗説のあやまりを知べし

補 長門國ニ水中ニ音樂の音ありといふ説
俗説云長門國阿武郡淡河ニ雄剣淵とてあり 好さはり鞄し水中に音樂のひゞきあり 今按ずるに此はいにしへのかぐひあり 異苑云晋温

[illegible]

嶠至牛渚磯聞水底有音楽之聲水深不可測
又云釆磯山下臨清川夜半聞水中有弦歌之音
と有く相同し宇宙のひろきさまぐ〜の處あれバ
あやしとするにたらじ

廣益俗説辨附編卅四終

廣益俗説辨附編卅五目録

○雑類 人事
補 出陣に旗折る説
補 箭文の説
補 湯起請の説
補 鉄漿眉そげぐみの説
補 姙婦着帯の説
○雑類 居處
補 御所といふ説
補 井光ことある説
○雑類 衣服
補 正月衣服の説
補 陸奥のけふのほそ布の説
○雑類 宝貨

補 日本銭のはじめの説

○雑類 書籍

補 菅家萬葉集の説

○雑類 畫圖

補 素戔烏尊の圖の説

補 後唐天神の圖の説

○雑類 器用

補 和琴のはじまりの説

補 正平革の説

廣益俗説辨附編卅五

井澤長秀輯録

○雑類 人事

補 出陣に旗折る説

俗説云出陣のとき旗折ることありてそのかた乃凶なりとて必敗軍になるといふ

今按に旗折るハ自然なり吉にもあらず凶にもあらず齊東野語云出師旗折武王伐紂大風折蓋劉裕撃盧循所執麾竿折幡沈於水衆咸懼帝悦曰昔覆舟之役亦如此勝必矣乃大破循軍哥舒曜討李希烈帝祖於通化門是日牙竿折時以曜父翰昔出師有此而敗甚憂之而曜竟收汝州擒周晃これらを考知べし

補 箭文の説

俗間印行の軍記に矢文を射かくる事おほくみえたり

今按ずるに本朝のうちぎしゆりのことはあり通鑑綱目云梁羊侃詐称得射書云郢陵王雪侯援兵已至近路又云侯景射書啓於城中とあるに類せり

補 湯起請の説

俗説云湯起請鉄火を取るにはこのころより始まるといふ

今按るに神代にはじまりしにはあらず国史に見えたるは允恭天皇を始とす日本紀云允恭天皇休浴斎戒各盟神探湯各着木綿手繦赴釜探湯得實者自全不得實者皆傷注曰泥納釜煮沸攘手探湯泥或焼斧火色置于掌天書曰立糧請神設盟盟釜口弘仁私記云坐耳糧缸令探熱湯定真偽（大和国高市郡在釜是也）くがたちとかゝることも聞伝へられるや夷俗考云倭国訊獄置小石於沸湯令背法者探之云理曲

と記しけり

補 鉄漿をはき眉をはくりさげがしらとするの説

俗説云鉄漿をつき眉をつくりさげ髪とするは聖徳太子よりはじまる

今按ずるに日本紀神功皇后のところに美女睩のごとしとあれば眉をはくりしことは上古よりありと見えたり鉄漿をはくりしことはこれと聞伝へられる兩朝平攘録論日本風俗曰官家子姓皆以鉄鉄水浸椿子末染牙與民家以黒白分貴賤（貝原好古説）女子不分良賤染牙始嫁（海人藻芥云鳥羽院御代より男は眉毛を抜き鬢髪をはさみ白粉を使ふ一切女に及ぶ末代毎に飾る女なり大内にては男もをかりたにも歯は黒くするものあり交趾東京は男女とも歯を黒くし男は小さき月額をそるものあり安南通商考にみえたり）其法くはしく歯黒図式に見えたり 眉のはくりやうは詳に眉図式に見えたり（図はあらざれば不明なるは略す）

かつまた眉のはくりやう十品あり粧臺記云五代宮中畫眉一曰開元御愛眉二曰小山眉三曰五岳眉

四曰三峯眉。五曰垂珠眉。六曰月稜眉。又名却月眉。七曰分梢眉。八曰涵烟眉。九曰拂雲眉。又名横烟眉。十曰倒暈眉とあり又戒菴謾筆云倭国婦人不裹足髪長散披在後これさげがみなり阜氏藻林云美人頭髪名頭上倭墮髻中華古今注云倭墮髻馬之餘形也 異称日本傳 松下見林 云是さげがみなり 日本紀云。天武天皇十二年六月丁卯男女始結髪 此とき始て髪を結はじめしなり とあり各考へ知べし 右謾筆に倭国婦人不裹足とあるハ上古ハ足袋を用ゐざるとハ光明皇后の時より始るよし泉州志女中道指南に記せり

補 懐妊のとき着帯乃説

俗説云日本にてハ妊婦帯をすることありこれを五月帯と名付く外国にハなき事なり

今按るにからにもかくのことあり 婦人産帯記云。初受胎之婦。尤艱於慣胎者。因産戸未廣。必四五箇月前後用軟絹或帛闊七八寸。自背纏至腹以針線縫如兜肚様晝夜不解。倘胎長大覚胸中有氣急狀。方可放線三分或五分。不可滿寸。衛以調之則肌肉有所束縛不使胎長極大。便於産也。此方不特宜于初胎者。雖慣胎者亦可。 呉竹集云あらんくゆうしさ月ごまそしといふ句ま人ぞれぞはざえお いふさ帯とつきたり肥後土俗の俗説云益城郡木山の祇木山大明神婦雑 俗説と居しにて小節笠着連行まんくるしき月成こそまそといふ句ま俗説人 麝香をしはぶ俵帯と付俗説巴ま妻歌をきれしようとせでこそ て傾帯の俗説とよぶとりう呉竹集にあるを俗説ぐるを用ゐ とあり考え知べし

○雑類 居處

補 沛不といふ説

俗説に武家とも沛不といふとあり

今按るに女官考云 仙洞摂家ハ我君沛不などゝ号あるべし又公家などゝ号ありとあるべしといふ況や其以下をや

補 井ひらきの説

俗説に時として井光あらはるゝありこれを吉といひ凶といふ

今按るに王梅溪文集云。予家之東南有井覆以屋其水清而甘冬温而夏寒。雖大旱水僅盈尺而泉脉不枯井方不及丈紹興庚午季夏之夕僕夫汲而以井有光告予往視之隱々熒々如燈如螢如光芒之星不知其果何物也意者魚鱉之族其鱗甲文理晦於晝而燦於夜耶或螺蚌之腹産明珠以自照耶其在物理或之有也惑者好語恠誣妖之則祥之矣予故以物理辨之とありこれ偶然の事にして吉凶にあづからざる事と知べし

○雜類　衣服

補 正月衣服乃説

俗間正月ハ貴賤となく分にしたがひておもひ〳〵に衣服を着て祝ふこれを正月衣服といふなりこはいにしへよりあり

今按るにいとふるくよりある事なり東京夢華録云。小民雖貧者亦須新潔衣服把酒相酬爾とあり

附 日用雜字に衣服の染色と記せり副と加へて參考に供す

○大紅　○官緑　○翠藍　○葱白　○石青　○填青　○鵝黄　○月白
○桃紅　○金黄　○黄色　○皂色　○玄色　○黄褐色
○沈香色　○竹根色

補 陸奥のけふのほそ布の説　此訓あらんや否や

俗説にみちのくのけふのほそ布といひて狭布多くあるらん

今按るに會津風土記云。細布出伊北郷後拾遺集能因歌。仁志幾々波多天奈賀羅古曾久知爾計禮計不濃保曾奴乃武念阿波之登也伏見帝御製與登々毛爾武念阿比賀太起和賀古比濃多具比毛志羅奴計不濃保曾奴乃とあるを知べし

○雜類　寶貨

補 日本銭のはじめの説

俗説云日本に銭あることハ和銅元年よりはじまる

今按るに日本に銭ある事ハ天武天皇の御宇より

あつし日本紀云。天武天皇十二年四月戊午朔壬申
詔曰。自今以後必用銅銭。莫用銀銭（これ銭の国史に見えたるはじめなり）
類聚国史云。持統天皇八年三月二日。以直広
肆大宅麻呂。勤大弐台忌寸八嶋。黄書連本
実等。拝鋳銭司（一説[illegible]）続日本紀云。和銅元
年正月乙巳。武蔵国秩父郡献和銅。改慶雲
五年而為和銅元年。同二年甲戌。始置催鋳銭司。同年
五月壬寅。始行銀銭。同七月丙辰。令近江国鋳
銭。同八月己巳。始行銅銭（珍ろうべし 足和同開）同月乙酉。廃
銀銭。一行銅銭。同三年正月丙寅。太宰府献銅銭。
同戊寅。播磨国献銅銭。養老五年正月丙子。令天
下百姓。以銀銭一当銅銭二十五。以銀一両当百銭。
行用之。天平二年三月丁酉。周防国熊毛郡牛嶋西
汀。吉敷郡達理山所出銅。以充長門鋳銭。天平宝字

四年三月丁丑。勅。銭宜造新様。与旧並行。其新銭文
曰萬年通宝。以一当旧銭之十（上 拾芥抄曰萬年通宝 天平宝字四年）銀銭文
曰大平元宝。以一当新銭之十（拾芥抄云大平元宝 天平宝字四年）金銭文曰。
開基勝宝。以一当銀銭之十（拾芥抄云開基勝宝 天平宝字四年）天平神護
元年九月丁酉。更鋳新銭。文曰神功開宝。与前新
銭並行於世（泉志云。神功開珍。延暦中鋳。恐非。珍当作宝）日本後紀云。弘仁九年十
一月辛巳朔。改銭文曰富寿神宝。続日本後紀云。嘉
祥元年九月己亥。令鋳新銭。文曰長年大宝。拾芥
抄云。隆平永宝（延喜十五年十一月八日）承和昌宝（承和二年二月五日）饒益神宝
（貞和元年四月廿八日）貞観永宝（貞観十二年九月〇）寛平大宝（寛平二年五月〇）延喜通宝
（延喜七年十一月三日）乾元大宝（天徳二年三月廿五日）泉志云。日本国銭四品並径
寸重五銖。其文隷書。一曰和銅開珍。二曰神功開珍
（珍当作宝）三曰萬年通宝。四曰隆平永宝。呉寧野小窓別
記云。日本国。和同銭。神功銭。萬年銭。隆平銭。乾文

銭。国朝會要云其国用銅銭曰乾文宝。宝当作乾元大宝。山崎垂加翁曰神功銭称徳御宇鋳之。承和銭仁明御宇鋳之。饒益貞観二銭清和御宇鋳之。寛平銭宇多御宇鋳之。隆平延喜二銭醍醐御宇鋳之。乾文銭村上御宇鋳之 改元考 ○扶桑略記云一條院永延元年三月一日癸亥十六日戊寅右大臣以下呑伏座定申賀茂上社祢宜賀茂在實於社頭鳥居側掘古銭七百八十二文献公家其文有三和同開珍萬年通宝神功開宝召神祇官陰陽寮令占卜之可通用否事又令諸道勘申之

舊記云慶長十五年九月十日捨永楽通宝銭用京銭京銭者歴代之雑銭也又云寛永十二年七月始鋳寛永通宝新銭山崎垂加翁云古銭之流落於世間形弊文滅完全者尠矣今行寛永通宝体質堅厚輪郭周正孔顗所謂不惜銅不愛工者也 改元考

足るを考ふへし

○雑類 書籍

補 菅家萬葉集乃説 附諸書

俗間に行る書に新撰萬葉集といふあり菅家の作なりと云伝へて菅家萬葉集ともいふ

林春齋曰菅家萬葉集筆力句法柔弱すこしく拙し先考 羅山翁 嘗一覧して曰く先輩すでにうたかふ菅公の作にあらしと今熟覧すれは決してら作なり又云上巻は其辞はなかりといへとも韻聲多かはさるもの多し其中に俗く歌妙あるもあるものあり下巻は歌おほしくもあるそのあるそてあふもの十一つなりとあり是をとりて実作とはおもはれさるを知へし

或曰鴨長明海道記者非也歌枕名寄以海道記所載和歌為鴨長明今按歌者長明作而記者後人所贅也乎

附 海道記 羅山文集跋鴨長明海道記曰此記世称鴨長明所作也按夫木抄載此記中之冨士白雲等和歌数首皆為源光行東行之詠然則世之所称誤矣

附 四季物語 市に行する書は後人の擬作なり古本あり写て伝之

附 宇治物語 一名今昔物語 源隆国所輯なり其遺

まぢかきを拾ひて記せる書を宇治拾遺と号く往々拾
遺は放ちて京に行し今昔は世に行れず故に
世人拾遺の名を宇治物語と覚えり 附 西明寺入国
記○和論語○江源武鑑各偽書なり 宇偏義仁紀云次て本書是也

曽近江守氏綱永正十五年七月九日卒去其子孫家督を続て寺本孫
吉田義賢入道承禎よりいはゞ氏綱子孫の記す所明白なり御子孫に江州佐々木
六氏ゞ佐々木の系図になしいろ〳〵おぼしく文字を書入れ江原武鑑大系図偽通俗
浅井日記増補陽軍記などの偽記して子の中の名が先祖又ハ名が名を求て書加へたり
信ずべからずこれらによりて考て信長記新撰信長記信長譜総見記室町日記永禄
記考信長譜考閲記新撰考信記江北記浅井三代記等の誤を探て作る本義或実
義秀ゞ義輝になぞらへて記し宇偏義仁紀の説いよ〳〵作すればこれ先のをまあ〳〵
を年考年記の号をなして記しあるの類十に九つハ偽書なりあるひハ美校證
義輝通俗軍記等乃索作あるを加へて一事が紀書考て
宇保の名をあげて作る書なりあるせ考ふべし

補 ○雑類 畫圖

素戔烏尊の図の説

俗間にある素戔烏尊の図を見るに鬼のごとくにて美面にして髭
なくもあり或は蓬頭のごとくなるもあり
今按ずるに垂加草云鄙田民舎粘素尊像而誤謂之鍾馗

実なれば簠簋云天竺吉祥天王舎城王を商貴帝と号し
婆娑界よりくだりて牛頭天王と云とあり牛頭天王は素戔烏
尊なり神代巻に素戔烏尊八束の髭鬚生たりとあり商貴
と牽牛と同音なる故事混同して畫しとみえたり

補 渡唐天神の圖の説

俗間渡唐の天神といふ圖あり其像頭に帽子をかぶり梅花をもて包
或人云渡唐の天神とて帽子を冠り梅花をもてるかたちを
畫くは菅丞相にあらず林和靖の図なり

○雑類 器用

補 和琴のはじまりの説

俗説云和琴は神功皇后の御代にはじまる
今按ずるに非なり和琴は神代よりあり鎮座本紀云天細女命採
天香山竹其節間彫風穴通和氣号笛 今世謂 亦天香弓並叩絃 今世謂和琴 これ
笛和琴乃はじめなりとも謂つたへたりされ

文獻通考に倭國其樂有五絃琴笛と記しあり

補 正平革の説

俗説云正平革ハ正平年中ニ平將門追討のとき討手の大將製せしといふ

今按ふ非なり肥後國八代郡にハむかし天平革の板正平革の板ありて今まで残れり尤絶品なり天平革の板ハ中ニ天平十二年八月とありて不動の像及八幡二字并に梵字等あり是ハ神号佛形ある故に商賈を忌はゞかりしを征西將軍懐良親王八代郡高田に住し給ふ時南朝正平年中に別板を彫らせられ商買にもやすく用ゐしむ是よりして御ゆるしの板をたまひて正平御免革と称し此板ハ中ニ正平六年六月一日とあり他國ニおいて正平革と名づけて染出すといへども右の革に似たるものゝ也乾中天平革ともにすぐれたり

卅五終

廣益俗説辨附編卅六目録

〇雑類 畜獣

補 五性にあはせて馬毛旋毛をえらむ説

補 馬乃四白の説

補 猴を厩に畜ふ説

〇雑類 禽鳥

補 都鳥乃説

補 頭白き烏の説

補 鳥室といふ説

〇雑類 龍魚

補 鯨鯛鱣鱖鱓乾海参乃説

〇雑類 蟲介

補 蜘さがればよろこびありといふ説

補 蛇に足ありといふ説

補 蟹蛇をころすと説

補 蠶食乃始の説

○雜類 草木

補 燕子花をかきつばたと訓説

補 莨菪を多でことよむ説

補 白梅をとむめりしと訓説

補 かつこしにも桜ありと云説

補 唐崎一松乃説

廣益俗説辨附編卅六　井澤長秀輯録

○雜類 畜獸

補 五性にあらせ々馬毛旋毛を忌ぬ説

俗間馬をとるとむるにいづも乃毛ハ性にあひ式ハ行をすといひかくのごとく旋毛あるハ主人に難ありなどいふものあり

今按にさる説つねにあるなしき事なりもるすなれど(言乃名)碧雲瑕開見後録並曰碧雲瑕厩馬也莊憲太后臨朝以賜荊王王惡其旋毛太后知之曰旋毛能害人耶吾不信留備上聞為御馬第一(獸經云旋毛在胸者名宜棄)とあり婦人だに志あるハ用ざ況や丈夫として彼にありけんや

補 馬乃四白乃説

俗間にふ四白といふあり

今按ふ四白のことハあらじ政事撮要云鼻白曰白曰王

梟尖一脚白称白一脚二三足白称二明三明四足白謂四明梟並白則称五明とあり考知べし 異制庭訓 日踏雪

補 猿と厩の由説

俗間猿は厩に由あるのあり

今按ずるに稗海云晋趙固之馬病郭璞見之曰使獼猴相馴之病可愈云於是随璞之言果馬病愈矣此説によもとづくのなるべけれども妄作なり信ずることなかれ

○雑類 禽鳥

補 都鳥乃説

俗説云都鳥ハ武蔵国隅田河ならでハなし業平乃詠によりて名高し

今按ずるにみやこ鳥ハ武蔵国のミにあらず諸国にあり八雲抄にもみやこ鳥ハすみだ川ならで京近き河にもありといへり又後拾遺集に和泉式部がよめる

都鳥のあまた見えければよみ侍りける 和泉式部 こととはゞありのまにまにみやこ鳥みやこのことをわれにきかせよ

家集に 古今著聞集に内侍所に参りける花のみやこ鳥のどけき御代のしるしとやなすらし 十六夜日記云すみだ川にこそありしかと都鳥といふものありとはなしにきゝはべりけり 相模と阿仏尼もいむはしとあし又はかりざりしにわがそむくのくやこ鳥ハ是等を考知べし

補 頭白き烏乃説

俗説云もろこしに燕丹孝ありふよふく頭白き烏出ることの故に日本にはかつてなし

今按ずるに日本にも頭白き烏も赤烏も白烏もあり増基法師紀行云頭白き烏をとりて山かつも頭もくなりにけり我久るべき河や年ぬらん筑後国にて

又白き烏あまた多しといへり日本紀云天武天皇七年
筑紫太宰府獻赤烏續日本紀云文武天皇二年
七月丁酉下野國獻赤烏同書云天平五年正月
庚子越前國獻白烏又云寳亀四年九月丁亥常
陸國獻白烏日本後紀云延暦十三年五月乙未甲
斐國獻白烏とみえたり考へ知べし

補 烏室に入る俗説

俗説云烏人の室に入ればさいはひありといひ又ハわざ
はひありともいふ

今按ずるに日本紀云仁徳天皇うまれ給ふ日木兎産
殿に入り武内宿祢の子うまるゝ日鷦鷯産屋に
入りし應神天皇の給はく朕子と大臣の子と同日
にともに産す並に瑞あり天の表なり其鳥の名
をとり相易てつけむとて皇子をば大鷦鷯と名づけ
は大臣の子を木兎宿祢と名らるゝとあり異苑云
任城魏肇之初有雀飛入其手占者以為封爵之
祥とあり是等ハ祥とせり楚辞にハ鵩鳥賊とをそり
て凶とせりされども人倫も吉凶を未然にしらざれ
禽鳥ハなぞか知べけんや

○雜類 龍魚

補 鯨鯛鱣鱖鱓乾海参の説

俗間字をあやまり音訓をあやまりたるもの多し
の文有と覚ゆるまゝあり右の字皆あり

今按ずるに鯨魚をくぢらと唱ふるハ訓にあらず鯨魚の訓
いさなといふ萬葉集に見えたり壹岐風土記云鯨伏在郡西
昔日鮨鰐追鯨走来隠伏故云鯨伏俗云伊佐三才
圖會云海翁曲籍便覧云海翁音脂とあるを知るぞ
くぢらハ和訓にあらざるを知べし

予思續博物志云鯨魚者大者千里小者數千丈雌曰鯢

大者亦千里日本ニ所謂久志良者恐別物歟

○鯛 日本にあり異邦になし常陸国誌ニ云大明人見テ云大明国見ざる所なりとし峯水談綺にも又同し

延喜式に八平魚と書き豊前にてハへいけといふ是ハ平魚をあやまれるなるべし
日本紀にも海鯽魚と書けり土佐日記にハきよふりぬろくし鯽もありま木
県云糸衣竹よりゆく先のうらの浦の桜鯛あり〱てらて〱
けふやひく〱ん堺従に堺浦ノ名産桜鯛とあり

○鱓魚をぬうとし訓るハ非なり後漢書註ニ云鱓音善似蛇長者不過三尺黄地黒文これをもつてみれバうなぎにあたれ伊豆国熱海浦にといふ漢人魚ハ皆は海蛇といふものハ多く釣にあり毒ありとて食せず浜にすつる蛇に似し黄色に黒斑あり鱓魚ハ海蛇なるべし

○鱖魚をさけと訓るも非なり焦氏筆乗ニ云鱖魚巴郷村側有渓多霊寿木水中ニ有魚曰鱖魚其頭似羊豊肉少骨とあり別物なり

○鱓魚をもつめうなぎと訓るも非なり後漢書ニ云鱓

魚長二三丈と別物なり

○乾海参をいりこと唱ふるハ訓にあらず典籍便覧云乾海参 音依里哥 とあり考ふべし

○雑類 蟲介

爾雅引薄詞止觀ニ云蜘蛛降而有喜事ト

補 蜘さがれバよろこびありといふ説

俗間家内に蜘さがれバ婦女よろこびありとて、いろ〱
今按ふにまへよりハ来る人衣ハ公伴えらると見えて衣通姫の哥にわがせこがくべきよひなりさゝがにのくものふるまひかねてしるしも 日本紀 毛詩陸璣廣要云蠨蛸亦名長脚荊州河内之人謂之喜母陸賈曰蜘蛛集百事喜 事文類聚 詩学大成 名長脚蟲来著人衣當有親客置有喜也注云荊州河内之人謂之喜母陸賈曰蜘蛛集百事喜 西京雑記ニ所載亦同とあり是見女の戯談なり論ずるにたらず

補 蛇に足あるといふ説

俗説にいはくつくし枝朝にたる小蛇に足ありと伝えり

今按るに百練抄ニ云保安三年五月十四日故二品親王
白川堂前庭有足蛇出来為犬被喰殺とあり有
足蛇も有ときこえたり記して博識に俟つ

補 蟹蛇をころす説

俗説云むかし山城国乃小女ありし人の蟹をころさんとし
けるを乞ひうけてはなちやりけるが後に故ありて蛇来て小女が家
を囲みねらひけるに蟹来て蛇をはさみころしけるといふ
度會延経神事随筆云綺原山城国相楽郡にあ
る倭名類聚鈔蟹幡 加無波多 と記せり又蟹満とも書けり
されば健伊那太比賣神社あり此故に好事者素盞
烏尊八俣大蛇を斬りたるに準へて蟹の蛇を殺せし
とは作りしなるらん

補 蚕食の始の説

俗説云欽明天皇の御宇天竺舊仲国霖夷大王の女
子を金色女といふ継母にくまれてうつほ舟にのせてながす
に日本常陸国豊良湊に流れ着く所の漁人ひろひあげけ
しに程なく姫病死し其霊化して蚕となる是日本に
ていふ蚕食の始なり
今按るに此説は蜀方志代酔編披神記等に載馬頭
娘が事を日本の事とせるものなり
国内蚕績日本紀云和銅七年二月辛丑始令出羽
国養蚕と是日本に蚕あるはじめなり
俗説用ゐてよからぬ説

○雑類 草木

補 燕子花をかきつばたと訓ずる説

一書云杜若をかきつばたと訓ずるは非なり杜若は香草な
り燕子花を書てかきつばたと訓べし

今按るに渓蠻叢笑に云燕子花全類燕子生於藤
敷葩とあれバうきにぞくしにあらざるを知るべし

補 莨菪をたばことよむ説

俗間莨菪と書てたばことよむ
今按るに莨菪ハ莨蓎ら西渓叢話に云佛経頌に云莨
菪捨花針本草に云藥性論に云莨菪熱有大毒能
瀉とあれバ今のたばことハ別なりまたたばこハ和訓ま
あらず蓬渓類説に云淡婆姑漳州府志に云淡芭菰花
鏡に云淡把姑とあるも紛らはしまたたばこの字多し本
草洞筌に云烟草又云相思草行厨集に云芸香花鏡に云
烟花又云擔不帰又云反魂烟芝峰類説に云南靈草
本草紀原に云烟酒花鏡に云金絲烟格物志に云烟葉
類林集に云嗅烟餘燼格物志に云烟ハ官又云烟管又云
烟吹又云芬吹又云烟盤又云芬盤又云烟盒又云烟
袋すゞみくゝり常陸国誌に云烟草近世出自海外諸
蠻流布天下烟草慶長四年渡於日本大明人號煙草朝鮮人曰烟
酒（一書云南京ニテハ烟ト云朝鮮ニテハ南草ト云）海外諸蠻曰佗波古とあり考へし

補 白梅をむめといへしと訓説

一書云りかうし此書に白梅とあるハ志ろきむめなれバ
あらぬ日本のむめなりとなり
今按るに白梅とあるハ志ろきむめ紛れもなくむめなれど
とも斉民要術に云作白梅法梅子酸核初
成時摘取夜以鹽汁漬之晝則日曝是むめを
しほり歴代詩家載邊華泉詩に云青柳白梅俱
有眼と是志ろきむめ紛賦せるも一偏に心得べからず

補 わたるしにも桜ありといふ説

ある書生云わたるにも桜ありとてしく佳く
詩を賦せり

今按ずるに櫻は日本のみにありといへるはなし此故に舜水朱氏談綺に唐山に桜なしといへり文選沈休文が發定山詩云。山櫻發欲然 其注云山櫻果木名。花朱色如火欲然也とあり是ハ木瓜の花のごときなるものをいふ日本の桜とハ別なりと見えたり鎮座傳記。鎮座本縁類聚神祇本源云朝熊神社六座。櫻大刀神二座。霊花木座也。大八洲櫻樹始天降居焉。以為花開姫命也。一座大山祇神雙座也。是日本櫻のはじめなりまたく我朝にてハ櫻を名けて花とよぶもろこしにて牡丹を花といふがごとし（邵氏聞見後録云。洛中花多種而独名牡丹曰花と是なり）考ふべし

（菅家明衡往来云山田寺桜可爛熳也 これハ二条院のころまでハ桜をきたりしとみえたり）

補 唐崎一松の説

一書云近江國唐崎の一つ松ハ古より一本なるゆへなり

ある人の發句にさびしさをこらへてからさき一つ松とあり

今按ずるに一書云。近江琵琶湖唐崎（日本後紀に作韓埼可楽埼）松一株あり松の葉一鬣の故なりこの故に一つ松と名く本草にも松に二針三針五針の葉ありといひて一針とのせざれバ一つとも異なり（日本弁疑考云、唐崎の一ツ松ハ一本といふ事にあらず）後の唐崎松記云天智天皇御宇に栽置る天正九年の大風にたふれ松絶たりしかバ新に植継といふ人ありよりこれ松をうゑ継ぎしが其后の人はしれ松のぼりしをみてかくいひしかれの松をひろく見ぎれりとはよめりかくし考ふべし

廣益俗説辨附編卅六終

廣益俗説辨附編卅七目録

○雜類 言語

[補] 倒語乃説

○雜類

[補] 日本不産出于異邦書者説

○雜類

[補] 同名異人乃説

○雜類

[補] 異僻姓名説

○雜類

[補] 同歌別作者乃説

[補] 或問

[補] 書簡

廣益俗説辯附編卅七

井澤長秀輯録

○雜類　言語

補 倒語の説

俗間多くハあれまさかおとゝいふ事あり

今按るにはゞかることに用ゆる事なり日本紀云。神日本磐余彦天皇草創天業之日大伴氏遠祖道臣命師來目部奉承密策能以調歌倒語とあり是其出處也

○雜類

補 日本所産出于異邦書者説

俗間日本に産するものゝうちにそるものありしと云

今按るに日本の不産異邦の書に出てあるものを抄出して左に記す次第に拘らず探索そ任するのみ

衣服 杜子美詩集云瑞錦送麒麟。注日本ノ麒麟錦

○義楚六帖云大倭國貢神錦龍文風彩殆非人工○山海經云東海有冰蚕其八蠒五色織為文錦（京東洞院二条において倭錦を織る色の絲を染て織らす其文章蜀錦のごとしこれを倭錦といふ文錦と名づく）○李大白詩集云身著日本裘昂藏出風塵注云裘朝卿所贈日本布為之（胡は晁の誤なるべし阿部仲麿なり）

扇 皇朝類苑云日本扇熈寧末余見日本扇漆柄以鴉青紙如餅揲為旋風扇淡粉畫平遠山水薄傳以五彩近岸為寒葦衰蓼鷗鷺竚立景物如八九月間艤小舟漁人披簑釣其上天末有微雲飛鳥之狀意思深遠筆勢精妙中國善圖者或不能也索價絕高余時苦貧無以置之每以為恨再訪都市不復有矣○画繼云倭扇以松板兩指許砌疊亦如摺疊扇者其柄以銅黶錢環子黃絲縧甚精妙板上罨画山川人物松竹花草亦可喜○圖画見聞志云高麗人每至中國或用摺疊扇其扇用鴉青紙為之上畫本國豪貴雜以婦人鞍馬蓮荷花木水禽之類以銀泥為雲氣月色之狀極可愛謂之倭扇本出於倭國也○癸辛雜識云倭扇用倭紙為之以彫木為骨作金銀花草為飾

剪刀 洞天清錄云倭製摺疊剪刀古所未有有則寶之後世必有好尚之者

琥珀碼碯 舊唐書云永徽五年十二月癸丑倭國獻琥珀碼碯琥珀大如斗碼碯大如五斗器（日本紀云朱鳥元年春正月攝津國人百新興献白馬瑙）

青玉 藝文類聚云青玉出倭國（神宮雜事記云長元七年八月廿八日太神宮御前松樹松子中有碧玉一丸）

如意寶珠 隋書云倭國有阿蘇山有如意宝珠其色青大如雞卵夜則有光魚眼睛也

水晶 本草綱目云倭國多水精第一○居家必用云

水晶倭者上品○雷書日記云日本有青水晶紅水晶

出雲風土記云意宇郡長江山出水精
會津風土記云伊北郡水晶山出水晶

松皮紙 弇州四部稿選云日本國出松皮紙○唐書云建中元年日本國使者真人興能獻方物興能善書其紙似繭而澤人莫識

松 癸辛雜識云倭人所居悉以其所産新羅松為之即今之羅木也色白而香仰塵地板皆是也

杉 本草綱目云杉木出倭國者謂之倭木○合璧事類云杉出倭國者尤佳

檜 義楚六帖云日本國都城南五百餘里有金峰山有松檜名花軟草

栗 毛詩陸疏廣要云倭國栗大如雞子亦短

金桃 述異記云日本國有金桃其實重一斤

生菜 魏志云倭國地温和冬夏食生菜

鹹草 本草云鹹草扶桑東有女國産鹹草而氣香味鹹彼人食之○論衡云周時天下太平倭人貢鹹草○文獻通考云女國在扶桑東千里食鹹草

あろ人いはく女國ハ八丈嶋なるべし。こハ[illegible]代記云伊豆乃下田より南にあたりて八丈嶋ありて此嶋の女ハ甚ぐ美容あり。むかしハ女のみありしにや。のちに[illegible]入たる[illegible]あまたの子をうみしより男もあまたふへたりと[illegible]延宝年中[illegible]はじめて此嶋を見て[illegible]伊豆大嶋のうちにさだめしより小笠原氏へ毎年貢をさゝぐ[illegible]○[illegible]云延宝二年閏四月五日伊豆の下田を出船し[illegible]八丈嶋へ着しより○[illegible]云八丈嶋ハ伊豆より百里ほどひつじさるの方なり[illegible]○貝原氏云八丈嶋ハ女護嶋なるべし

菊 菊譜云新羅一名玉梅一名倭菊

奥儀抄云[illegible]菊といふハ黄菊[illegible]よろづの花に菊をめでて[illegible]されバ和菊[illegible]○菊の[illegible]○又菊ハ音にて訓ハあらざる[illegible]倭れ菓[illegible]○倭書にて菊[illegible]

桃枝竹 太平御覽云倭國有桃枝竹

圖畫 圖繪宝鑑云日本國有畫傳寫其國風物山水設色甚重多用金碧殊勝他方異域而能

留意繪事亦可尚也○宣和画譜云日本國有画不知姓名傳寫其國風物山水小景設色甚重多用金碧○画史云馮永功字世勳有日本著色山水画

碁子 太平廣記云太中中日本國王子来朝王子出楸玉碁局冷暖玉碁子云本國之東三萬里有集眞嶋嶋上有凝霞臺（霞一作露）臺上有手譚池池中出玉子不由制度自然黒白分明冬温夏冷故謂之冷暖玉

韻府群玉杜陽雜編所載右同○手譚池ハ肥後國天草郡志岐にあり集眞嶋ハ天草の名ヵ方言にしきの碁石と云ハこれなり志きの浜を世にしれの書に手談池ハ豊後佐賀関なりと記せりおもふにこれハ誤りそれハ石あるすハ佐賀関も天草と同じ佐賀関記云海部郡小白黒乃浜あり白浜にハ白き碁石のごとき石あり黒浜にハ黒き碁石のごとき白黒の石をひろひ縄とひろひてもしもあり○又伊勢にも志摩にもありて白黒の石あり伊勢ハたふしと志すハまとこふ山家集云いせのたふしとやらにて碁石ひろひける浜そて黒ハひとつもひろはざりけるのつぎりけるのきふりけるなかにハ碁石志ろのろぎりけるとてもしにハ白まぜようこのてゆるぎ党等贅及ひらふむもしの碁石ゑくも黒白まぜようこのて小まろりとりんとも分年のつりぐしくて記しらさ芝裳ろしきうしむ

薫爐 香箋云薫爐書齋中薫衣炙手對客常

談之具如倭人所製衣漏空罩蓋漆皷可称賞

龍蕊簪 五雜組云呉越孫妃以物施龍興寺形如朽木筋寺僧不知寶此有胡人曰此日本龍蕊簪也以萬二千緡買之○癸辛雜識云倭人所居悉以香木入其室則芬郁異常

香記云日本にて香を用ることハ神代よりあり長久年中に石などいふもの見えて香とそてもやしけるとありれとも神代より香ありりくるは此ヶ及せて

刀劒 登壇必究云倭刀有高下技有工拙倭之富者不惜重價而制之廣延高師學之其貧者所操不過下等刀耳上等上庫刀山城國盛時盡取日本各嶋名匠封鎖庫中不限歳月竭其工拙謂之上庫刀其間號寧久者更加世代祖傳以此為上次等備前刀以有血漕為巧刀○丹鉛總録歐陽公日本刀歌（事ナガキユヘニ田各ス）

壓尺 遵生八牋云見倭人鏒金銀壓尺古所未有尺狀如常上以金鏒雙桃銀葉為鈕面以金銀鏒

花皆瑠璨細嵌工緻動色更有一竅透開内藏釉汁中有剪刀錐錫刀指銼刮蘭消息究耳剪刀収則一條押開成剪此製何起豈人心思可到謂之八面埋伏盡於斗中収藏非倭其孰能之余以此式令潘徹造亦妙潘能得其真傳耳

【工】杜陽雜編。學圃褰蘓並云唐穆宗時飛龍衛士韓志和本和國人也善彫木作鸞鶴鵶之狀飲啄動静與真無異

【五穀】宋史云土宜五穀而少麥 又出于大明一統志 是ハ日本の孔深工ろくべしとぞり 孔深工乃多ハ正編ふくりし失うり

【茶】續文獻通考云日本俗喜啜茶道傍有店邊人啜茶如漢人入酒館也

【硫黄】本草綱目云倭硫黄佳 續日本紀云和銅六年五月相摸信濃陸奥出硫黄 追考海東諸國記云日本下野國有火井産硫黄

【鸕鷀】漁隱叢話云倭國水夛陸少以小環掛鸕鷀項令入水捕魚日得百餘頭 日本紀云雄略天皇御宇使鸕鷀浸水捕魚 ○足日本すそ鵜とつふのえらめなり

此餘さぐめて多かるべし追て探索して尾ニ附すべし

○雜類 同名異人説

【十五人麻呂】○一柿本人麻呂 石見國の産なり文武天皇御宇四位ヲ任せ聖武天皇の御宇從五位木工頭なり神龜元年三月十八日於石見國卒八四十二歳也 ○二山口忌寸人麻呂 正七位下天平勝宝年中の人也 續日本紀 ○三阿倍小殿朝臣人麻呂 從五位下神護景雲年中の人也 同紀 ○四石川人麻呂 深正五位下 年頃 同紀 ○五賀茂人麻呂 員外少輔 ○宝亀八年頃人 後命官氏 同紀 ○六陽侯忌寸人麻呂 東市正 ○延暦四年比人 同紀 ○七伊蘇志紀人麻呂 正六位上 ○承和二年比人 日本後紀 ○八丈部人麻呂 正八位下上毛野陸奥公 同時代人 同紀 ○九田口人丸 田口光人子亦人孝謙天皇比人 石見女式 玉伴保秘抄 ○十山田人麻呂 天武天皇比人 玉伴抄 ○十一柿本人麻呂 玉伴抄云平城天皇御宇に仲原清宣といふ人姓名をあらためて柿本人麻呂と称せり あまりふかきものすきのやうしかるゆへになをつてやりんと読しん 陸奥介從五位下天平勝宝年中の人 清補袋草子 ○十二玉手人麻呂 同書 ○十三山城史生上道人麻呂 同書 ○十四葉栗臣人麻呂 一書云栗原人麻呂○尾張國葉栗郡光明寺を建立也 壒嚢抄 ○十五上総宗清が女子人丸 鎌倉志

【六足人】○一石川朝臣足人 ○二佐伯朝臣足人 ○三巨曾部

朝臣足人○四曽根連足人○五百済朝臣足人○六粟田朝臣足人 上三人ハ天平勝宝比人

八安麻呂○一大神朝臣安麻呂○二安部朝臣安麻呂○三高橋朝臣安麻呂○四巨勢朝臣安麻呂○五上毛野朝臣安麻呂○六小治田朝臣安麻呂○七大伴朝臣安麻呂○八平郡朝臣安麻呂

十一人足○一高向朝臣人足○二佐伯朝臣人足○三縣田首人足○四河内忌寸人足○五中臣人足○六坂门人足○七塩屋人足○八縣犬養宿祢人足○九山田連人足○十文直人足○十一三國人足

二入鹿○一蘇我鞍作入鹿 仲大兄鎌足ニ殺サル ○二和氣入鹿 桓武天皇時人

二腹赤○一都腹赤 浪香ガ父ナリ ○二桑原腹赤 中世乃騒人ナリ

二浄人○一弓削浄人○二道削浄人

二千里○一大伴宿祢千里○二大江朝臣千里

二仲満○一安倍宿祢仲満（ナカマル） あまの原ふりさけみれバとよみし人なり もろこしにて晁衡と称せ ○二藤原朝臣仲満

二田村麻呂○一坂上田村麻呂○二河内連田村麻呂 正六位上 三代實録

三黒人○一民黒人○二高市黒人○三内藏忌寸黒人 共ニ文武の時乃人

二廣足○一韓國連廣足○二波多朝臣廣足

二相如（スケユキ）○一高岳相如○二藤原相如

七馬養○一藤原朝臣馬養○二粟田朝臣馬養○三小野朝臣馬養○四為奈真人馬養○五伊余連馬養○六天忌寸馬養○七船木直馬養

四毛人○一小野朝臣毛人○二阿倍朝臣毛人○三高橋朝臣毛人○四佐伯宿祢毛人

五牛養○一石川牛養○二紀朝臣牛養○三大伴宿祢牛養○四多治比真人牛養○五調（ツキ）連牛養

四百枝（モモエ）○一河邊百枝○二田邊百枝○三三津（ミツ）百枝○

四橋百枝

十虫麻呂 ○一佐伯宿祢虫麻呂○二引田朝臣虫麻呂○三路真人虫麻呂○四置始連虫麻呂○五刑部虫麿○六石上虫麻呂○七川原虫麻呂○八下毛野虫麻呂○九箭集虫麻呂○十占部虫麻呂

九東人 ○一大野東人 姓氏録云大野朝臣ハ豊城入彦命四世孫大荒田別命之後也大野東人討藤原廣嗣事詳見ニ續日本紀 ○二御手代東人 御手代東人見于日本霊異記○姓氏録云御手代首御中主命十世孫天諸神命之後也○大郎 東人と云別あり一書二人を混して一人とするゆへにこれを弁せしと云ふ ○三河邊東人○四大伴東人○五櫛原東人○六置始直東人○七中臣東人○八道守臣東人○九佐伯宿祢東人

四古麻呂 ○一紀古麻呂○二調古麻呂○三伊伎古麻呂○四下毛野朝臣古麻呂 續日本紀

二首名 ○一道君首名○二安倍首名 一書ニ混シテ二人ヲ為一人大ナル訛リ

三好古 ○一橘好古 大宰権帥 ○二小野好古 大宰大弐純友追討使 ○三菅原好古

二時雨 ○一和氣時雨 ○二藤原時雨

三猿丸 ○一猿丸大夫 哥人○奥山にもみぢふみわけの歌よみし人也 ○二猿丸 弓削王○聖徳太子の孫にて山背王の子也 ○三猿丸 改本系紀ニ荒山猿丸とあり○能山文集ニハ猿丸とあり孝明史ニも猿丸とあり○大日記ニ猿丸大夫とありいづれも猿丸大夫と異なるところなしを記しおく

三清行 ○一三善清行 算数に達し博識の人なり ○二安倍清行 硯破の人 ○三紀清行

三致頼 ○一紀致頼 伯耆守従四位下 ○二平致頼 大夫判官武勇人 ○三和氣致頼 候清守

五行平 ○一在原行平 中納言因幡守○業平ノ兄 ○二橘行平 因幡守○因幡堂ヲ建立ス ○三平行平 杉原次郎左衛門 ○四平行平 杉原六郎 ○五下河邊莊司行平

二佐國 ○一大江佐國 播磨国ニ生テ法然上人の佛とうふ事あり東見記京国等ニ見へたり掃部頭従五位上也平生花を愛す無厭新撰朗詠佐國詩云六十餘回看不厭他生定作愛花人と此類なり ○二大中臣祭主佐國

二俊頼 ○一藤原俊頼○二源俊頼 正五位下左京権大夫○哥人也

二定家 ○一藤原定家 哥人 ○二平定家 尾張守従五位下

【二家隆】○一藤原家隆 亢人 ○二檜隈家隆 内大臣

【五義經】○一藤原義經 斎院長官 ○二源義經 九郎判官伊豫守 ○三藤原義經 波多野右馬允 ○四蓑浦義經 ○五山本義經

【二義仲】○一源義仲 木曾冠者 ○二源義仲 二條判官代

【二義綱】○一源義綱 賀茂次郎美濃守○頼義次男 ○二源義綱 佐々木五郎

【四師尚】○一藤原師尚 但馬権介 ○二源師尚 刑部大輔従五位下宇多天皇孫 ○三髙階師尚 右中將従四位上在原業平密通斎宮恬子所生子也 ○四中原師尚 左京大弐正四位下

【二興範】○藤原興範 左京大弐 ○二源興範 摂津守従四位下

【三頼信】○一源頼信 河内守○満仲子 ○二藤原頼信 ○三源頼信 横山左衛門

【二頼政】○一藤原頼政 右近將監康和比人 ○二源頼政 従三位兵庫頭

【二頼家】○一源頼家 筑前守従四位下頼光ノ次男 ○源頼家 將軍頼朝嫡男

【二清輔】○一藤原清輔 亢人 ○二紀清輔 帯刀先生

【二唱】○一源唱 京兆 ○二源唱 渡邊氏頼政臣

【三義盛】○一源義盛 新宮十郎○後備前守行家 ○二平義盛 和田小太郎 ○三義盛 伊勢三郎義經家人

【二親能】○一中原親能 斎院次官○一系圖云頼朝賜源姓 ○二源親能 内膳亮正五位下

【五為頼】○一藤原為頼 越前權守従五位下 ○二源為頼 丹波介 ○三丹波為頼 典薬頭 ○四藤原為頼 后宮亮従五位下亢人 ○五源為頼 後原八郎

【二時頼】○一菅原時頼 出雲權守従四位下 ○二平時頼 北條相模守西明寺

【二行綱】○一源行綱 多田蔵人 ○二源行綱 高橋五郎左衛門

【五忠信】○一櫻嶋忠信 本朝文粋 ○二宇治忠信 中世亢人 ○三坊門宰相忠信 ○四藤原忠信 都芳門院蔵人 ○五佐藤忠信 四郎兵衛義經家人

【二蓮生房】○一蓮生房 熊谷次郎直実入道○一書ニ戀西トモアリ ○二蓮生房 宇都宮弥三郎入道円光大師行状翼賛

【二竹取翁】○一竹取翁 萬葉集 ○二竹取翁 さぬきのみやつこ やまふかき人なり○かくや姫の父竹取物語

【三赫夜姫】○一迦具夜比賣 垂仁天皇妃古事紀 ○二かく夜姫 大鏡云小野宮右大臣実資女 ○三赫夜姫 竹取物語竹取の女

歴世同名異人あまたかぞへがたし爰に載る所ハわづかに
人口にあるもののみなり足らざるは又後説をまちて乃一端を示す

○雜類 異僻姓名説

○七掬脛 日本紀 ○八掬脛 越後風土記 ○額田部連男 ○物部朴井連
椎子○吉備笠臣垂○穗積臣咋○葛城福草○難
波齋龜○鹽屋鯯魚○忌部木菓○倉臣小屎○
能登臣馬身龍○廬井造鯨○舍人連糠虫○都努
臣牛○完人臣鴈○土部連兔○間人連鹽蓋○草部
連醜經 各日本紀 ○安倍朝臣男糞 日本後紀 ○卜部乙屎麻呂 三代實録
○和氣伎波豆○鷹取○鷲取○真鷹 五人兄弟ナリ ○紀
木 武内宿祢三男 ○紀名虎○紀名龍 二人兄弟ナリ ○紀犬人○紀淑間 山城守
○春風○月影○松影 三人兄弟 ○藤 魚名ノ曽孫 ○多治比真人嶋○
根咋臣○真咋臣 二人兄弟 ○山邊赤人○民黒人○藤原山
人○山戸公女成 大学頭 ○源似忠○源三國町○大江千里
○藤原萬星○藤原千葉○三津百枝○五百枝○五百
城○藤原五岳○平五月○橘千杉○藤原八鈎○

[illegible]

久曽 紀貫之幼名 ○窕 古今集 女ノ名 ○靡 詞花集 遊女 ○
名○一書云 ナヲふと未詳 ○立烏帽子 鹿関異制庭訓云 依康山立烏帽子
嘉兼年中 山立烏帽子ト
乃説
てかぞへぐし十が一と定てのち
陸奥ハ宋女もあり○大和国にも 奥ハ安積山にもあり
ゆる山乃みのあさくハ人とおもふに
葉の説と用へし
[illegible]
いえくゆうむをへゆる身ハそや
[illegible]
乃従くそくぶべし
ふせありそいらむしりのを能
[illegible]
葉と用へし 藤家 今和集ノ付

○雜類 異僻姓名説

○七掬脛 日本紀 ○八掬脛 越後風土記 ○額田部連甥 ○物部朴井連椎子 ○吉備笠臣垂 ○穗積臣咋 ○葛城福草 ○難波薺亀 ○鹽屋鯯魚 ○忌部木菓 ○倉臣小屎 ○能登臣馬身龍 ○盧井造鯨 ○舍人連糠虫 ○都努臣牛 ○完人臣鴈 ○土部連兔 ○间人連鹽蓋 ○草部連醜経 各日本紀 ○安倍朝臣男糞 日本後紀 ○卜部乙屎麻呂 三代實録 ○和氣𡖋波豆 ○鷹取 ○就鳥取 ○真鷹 三人兄弟ナリ ○紀木 武内宿祢三男 ○紀名虎 ○紀名龍 二人兄弟ナリ ○紀大人 ○紀淑人 山城守 ○春風 ○月影 ○松影 三人兄弟 魚名ノ曾孫 ○藤根咋臣 ○真咋臣 二人兄弟 ○山邊赤人 ○多治比真人嶋 ○民黒人 ○藤原山人 ○山戸公女成 大学頭 ○源似忠 ○源三國町 ○大江千里 ○藤原萬里 ○藤原千葉 ○三津百枝 ○五百枝 ○五百城 ○藤原五岳 ○平五月 ○橘千杉 ○藤原八鈎 ○多治比土作 各大系圖 ○阿古久曾 紀貫之幼名 ○窕 古今集 女ノ名 ○靡 詞花集 遊女 ○佛 盛衰記 白拍子 ○袴垂 盗賊ノ名 ○一書云保輔ヲ袴垂ト云ト未詳 ○立烏帽子 鹿関異制庭訓云 鈴鹿山立烏帽子

為強盗之張本 ○参考保元物語云嘉兼年中平正盛郎等山田庄司行末搦取鈴鹿山立烏帽子ヲ

歴世俳名乃人あまたあれど十が一を記しのせぬ

○雜類 同歌別作者乃説

□あさか山かげさへみゆる山乃井のあさくは人をおもふものかは

[illegible]

□今按ずるに萬葉集の説を用べし

□かくえ山いさよりてみてゆかむまへのみ身ハ老や

しめなし

今按ずるに古今集乃説をよるべし

[illegible]

□ふりとの花のかのいふせさハいかにおもひのまゝ

こハまし

今按ずるに拾遺集を用べし

藤原家集ヽ付

[illegible]

[illegible]者

○[illegible]

[illegible] 萬葉集[illegible]

[illegible]

[illegible] 是ナラン

[illegible]

[illegible] 十七 雜 [illegible] 次人[illegible]トアリ

[illegible] 尚齒會ノ章 [illegible]

萬葉集[illegible]

[illegible]

自延喜五年至[illegible] 二年 二百十三年歟

[illegible]

多治比土作 各大系圖 ○阿古久曽 紀貫之幼名

佛 盛衰記 白拍子 ○袴垂 盗賊ノ名 ○一書云 保輔ヲ袴垂トイフト未詳 ○

為強盗之張本 ○參考保元物語云嘉[illegible]年中 平正盛郎等山田庄司行末搦取 鈴鹿山立烏帽子ヲ

歴世傑名乃人あぎそかぞへ[illegible]

○雜類 同歌別作者乃説

□あさか山かげさへ見ゆる山乃み[illegible]

[illegible] 萬葉集[illegible] 陸奥[illegible]

[illegible] 陸奥安積山[illegible]

のには

今按[illegible] 萬葉集の説と同[illegible]

□[illegible] 山[illegible]

[illegible] 古今集[illegible]

○古今著聞集[illegible]

しめ[illegible]

今按[illegible] 古今集乃[illegible]

□[illegible] の花の[illegible]

[illegible]

○十訓抄[illegible]

こハまし

今按[illegible] 集[illegible]

○雜類 異僻姓名説

○七掬脛 日本紀 ○八掬脛 越後風土記 ○額田部[illegible]

椎子 ○吉備笠臣垂 ○穗積臣[illegible]

波彌龜 ○鹽屋鯯魚 ○忌部[illegible]

能登臣馬身龍 ○廬井造鯨 ○[illegible]

臣牛 ○完人臣鴈 ○土部連兎[illegible]

連醜經 各日本紀 ○安倍朝臣男糞 後日[illegible]

○和氣伎波豆 ○鷹取 ○[illegible]

木 武内宿祢三男 ○紀名虎 ○紀名龍 二人兄弟

○春風 ○月影 ○松影 三人兄弟 魚名ノ曽[illegible]

根咋臣 ○眞咋臣 二人兄弟 ○山邊[illegible]

人上 ○山戸公女成 大学頭 ○源似忠[illegible]

○藤原萬里 ○藤原千葉 ○三[illegible]

城 ○藤原五岳 ○平五月 ○橘[illegible]

ちらそえてぞ

待宵ノ小侍従ハ元ハ阿波ノ局トテ高倉院御位ノ時御宮仕ノ候ケリ世ニモ貧シキ女房ナリ廣隆寺ニ通夜シテ一首ノ歌ヲツ讀メリケル ナムヤクシアハレミ玉ヘヨノ中ニ有ワヅラモヤマヒナラスヤ云〻又盛衰記ニ君カ代ハ二萬ノ里人數ソヒテノ歌ヲ阿波カ歌トス然ルニ周防内侍家集ニ見ヘタル 太平記ニモ此哥ハ周防内侍

□なむやくしあはれみ玉へよの中にありわづらふも同じやまひぞ ○此哥盛衰記にも小侍従が哥とす 続世継にも伊勢のうたとす

今按ずるに盛衰記の説を用ゆべし 伊勢は伊勢守継蔭の女子なり寛平法皇の御息所となり御子をどもうみまゐらせし結局の人なりしかば今昔物語にも見えたりかく貧しかるべきにあらず殊に伊勢家集にもみえず

此歌を後撰集に撰ばれしはもとより此歌をなんかぞへあげたり 此ごときものあり 此歌をいへば貫之の歌とも見ゆるなり

□ゆりとりもありふんもりしの秋もよりりそそろ秋のくれかな ○此歌後成家集にみえたり 続拾遺に平定家の歌とあり

貝原好古曰此歌家隆後成の歌也 門川氏も注は家蔵にし見えし詠じられしなるべし 同歌枕多かるべしかきとくわしくかきむ侍し

○或問

○ある人来りて問ていはく足下の記せしかみ程伊川の一髪相似ざればすなはち別人なりといふ語を引て像を設くる非をいはれしも程伊川の説は我国日本には神社あれば神像なくてもかなはざる理なきといふのありや 答云く我国も記せしごとく上古は明鏡をもて神明の徳に表せり木像をつくるは習合以来なりこの故に云體を説く化せしれば有像を説て混雑なしにこれを比するに蝦蟆の蟲の物と爲べく頭くはならず人ありて其質の物をとすれば又爲すべからはいづくにもあらず因て思ひえ其書をよむにも悟りれ理ときは霊しかるべきゆへなり若それつとめ讀くだしたらん人は凝結せずおくろ釋然として闇と

然く明に分か乃朔あるべし夫付よりて雑言乃
末なかるをみとしるべし ○同云く頃日俗説贅
弁續編といふ書おこれる其説いふ今く 菅云く
穀説りつとも佳就中宮の弁前家の未発なり
○同云まる神職招りしは神道をむすぶの神と称
せるあり男女の縁結つかさどりのふよ神書ま
見えたりといへりいへども 菅云く此説舊事紀古事
記日本紀古語拾遺倭姫世紀鎮座本紀傳記次
第記本縁宝基本紀神祇本源神名秘書元々
集等にそろひて見えず後人擬作の書ま出たり
多くひ書てありとも巫僧の加筆多ければ取て
もあり捨るともあり具眼の者にあらずしては弁
明し難しかりしにもかく俗家に附会みえて
て郷談には月老神のことを記し續幽怪録にも
定婚店の事を記せりむかしは無禮不義なる事とも
つつしまへざりしにや筑波の歌場常陸帯ト筑
摩祭八瀬雑魚寝道祖神の淫形ともあやしんと
信じたりと見えたり今の人はいましへ神変なり
とおぼひしことにも放下術すらんとそしれり多くは
二三歳の児はあざむかるれども七八歳の児はあざむ
かれず七八歳にも及べでかえつてたかしくと思ふ
がごとし神さまの近年は文明になりて九字護身法
三社託宣等の御下まつられきをしらば用ひざる
もの多し和尚達へさられ ○同云足下の撰ぶところ
の廣益俗説弁は書のみのしてかれにおこれる 菅云
いまださだめるものあり他日残編と記して世まお
こなふべし近きころある人書を贈りて俗説弁の
事にあぶことを及びて其返簡を集りて附す

○復松下長敬雅丈書

僕昔髫亂従父遊于武江時訪　垂加翁門人姑得聆神道之所以為神道然不能探其機要究其精微既而奉君命帰于本國自謂有志不成者也因思土佐州　垂加翁之舊地神道発明必不乏其人今辱領鴻幅披函拜誦即知　土佐州高知府中有松下長敬雅丈而其所以説神道者果愜夙望恭惟天地開闢之始　一神化生於大虚後世尊奉称之國常立尊亦號　天御中主尊總主陰陽五行萬物萬化上下大小神祇皆此　尊之所化迺天地一氣之霊神也称　國狭槌尊　豊斟渟尊是　國常立之分神也　泥土煑　沙土煑　大戸道　大苫邊　面足　惶根諸尊亦分　國常立　國狭槌　豊斟渟為陰陽之六神神明一而二　二而五　五而萬萬而一無邊之體無窮之用其德不盛哉　伊弉諾尊　伊弉冉尊備造化與氣化之霊德始生國土山海草木次生　天照太神　太神以　瓊々杵尊任豊葦原中國授三種神財曰是吾子孫可王之地也宜爾就而治焉宝祚之隆當與天壌無窮者也又太神手持宝鏡曰視此宝鏡當猶視吾可與同床共殿以為齋鏡爾来　神以傳神　皇以傳皇　神皇正統永聯綿焉是所以神道有祖也然雖　厩戸皇子撰舊事紀太安萬侶著古事記而未能盡神道蘊奥　藤森神惜二書不全蒐輯日本紀其所收載有專言天有專語以人談天以天話人天人唯一之理悉備于斯編可謂萬世之達書也然　藤森神之後得其傳者幾希矣越佛氏等私飾智巧謾設剽竊終混神佛以為同體神道湮晦一至於此適逮一千

載 垂加翁偏起 貴壤継 藤森神道統排斥他
鬼尊信我 神立教之純粋設説之親切雖兼良親
房之博洽不能出於其右潜心神道者誰不崇尚哉
蓋此説可與可言者道難與未可言者道節之於
雅丈雖曰未有半面之識其所以同道同志者有感
而動豈為不可言之人耶故不顧贅及亦何憚喋々
今又覆點撿 来教 足下似未親受業于 垂加
翁者然觀所以闢邪提正論辨取舍之説自非 垂
加翁之餘澤何以至於此將黙識之耶抑淑人耶可
畏之甚也夫恨我洋関隔無縁面論徒耿々望耳且
所刊俗説辨荐蒙過誉是嚮為童蒙輯之以附諸
書肆不虞渉 清鑑最不堪愧恧又労 念千驢
年及豚児極切銘感臨報匆々不暇擇言幸炤亮之
維時秋杪風霜方寒伏祈為道保摂自玉不悉

九月二十一日

井澤十郎左衛門長秀

廣益俗説辨附編卅七大尾

廣益俗說辨附編引用書目

神祇譜天圖
樋河上天淵記
皇代暦
本朝改元考
仙巣稿
續拾遺集
呉竹集
躬恒秘藏抄
伊賀風土記
天草変跡
十六夜日記
異制庭訓往来
保暦間記

濱成天書
諸祭記
二中暦
舜水談綺
霞膂總集
俊成家集
和泉式部日記
俊頼莫傳抄
讃岐大日記
唐崎松記
熊野紀行
明衡往来
梅松論

出雲小縁起
野府記 一名小右記
玉露叢
新撰朗詠集
後拾遺集
伊勢家集
八雲一言抄
尾張風土記
陸奥名寄
沈墮瀑記
庭訓往来古抄
尺素往来
櫻雲記

室町日記
新撰信長記
豊臣實録
和州軍傳
菊池武重母慈春尼寄進狀
奇異雜談
増補通商考
女中道指南
魏書
劉氏鴻書
東觀記
夷俗考
戒菴漫筆
泉志

足利治亂記
信長家譜
淺井三代記
本朝武林傳
怪談全書
苔衣并松帆
畫黒圖式
郷談
廣川書跋
漂粟手牘
兩朝平壤録
東京夢華録
不求人全書

江北佐々木記
秀吉家譜
大和軍記
香記
圓光大師行狀翼贊
怪異辨斷
水砂鳥
眉圖式
續幽怪録
庚穆之相別記
昨夢録
粧臺記
國朝會要
碧雲瑕

稗海
政事撮要
格物志
蠶経
漳州府志
西京叢話
太平御覧
漁隠叢話
典籍便覧
圖画見聞志
画史
續文獻通考
大明會典
元氏掖庭記

續稗史
三才圖會
藝文類聚
聞見後録
齊民要術
洞天清録
菊譜
花鏡
可談
圖繪寶鑑
画継
蜩笑偶言
駒陰冗記
譃名録

楊大真外傳
溪蠻叢笑
獸經
毛詩陸疏廣要
蜀方志
留青雑記
學圃萱蘇
合壁事類
皇朝類苑
宣和画譜
文獻通考
宋洪遵譜雙
委巷叢談
事物異名

龍飛紀畧
樂善録
蓬溪類説
王梅溪文集
歴代詩家
本草洞詮

臨海記
顧休集
芝峰類説
詩學大成
行厨集
本草紀原

蓬窓日録
朱子文集
杜子美詩集
萬首唐絶句
日用雑字
奚囊便方

右百四十部　蓋總計三百六十五部　○二百二十五部書目與前編後編遺編所載相同故省略之出于此書目舉不出彼三編者而已

前編二十一巻○後編五巻○遺編五巻○附編七巻
○都合為三十八巻　四百七十九條　○引證書八百七十九部

右各應柳枝軒茨木方道之求書之

肥後隈本　井澤十郎左衛門長秀

文化十三十二月写之

前編後編遺編附編　合三十餘巻

文化十四丁丑歳春三月八日写畢

他日欲写残編終篇

中村萬喜由布真道蔵本